

# 令和3年度 整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

# 目 次

## 第一章 整備事業・検査業務関係

1	STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？ 〔令和2年10月28日 報道発表資料〕	1
2	冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました 〔令和3年1月26日 報道発表資料〕	4
3	二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入します 〔令和2年9月25日 報道発表資料〕	5
4	リコール改善措置済み車両に貼付している「統一的なリコールステッカー」が本年11月より廃止されます〔令和2年10月23日 報道発表資料〕	10
5	世界初！自動運転車（レベル3）の型式指定を行いました 〔令和2年11月11日 報道発表資料〕	12
6	ドライバーの居眠りや脇見を検知するドライバーモニタリングシステムのガイドラインを策定しました！〔令和2年12月11日 報道発表資料〕	17
7	主要なASV技術の概要及び自動運転関連用語の概説を公表 〔令和2年12月11日 報道発表資料〕	19
8	「「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の細部取扱いについて」の一部改正について 〔令和2年12月23日 国自審第1905号・国自整第243号・国自情第204号〕	21
9	自動運転技術に関する国際基準等を導入します 〔令和2年12月25日 報道発表資料〕	25
10	発炎筒の誤使用に注意！ 〔令和3年2月17日 報道発表資料〕	36
11	車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します 〔令和3年3月9日 報道発表資料〕	38
12	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについて〔令和3年4月9日 国自整第8号の4〕	39
13	車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します 〔令和3年6月9日 報道発表資料〕	42

## 第二章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	自動車検査の法定手数料変更のお知らせ	48
2	審査事務規程の一部改正について（第33次改正） 〔令和2年12月15日 報道発表資料〕	51
3	審査事務規程の一部改正について（第34次改正） 〔令和2年12月25日 報道発表資料〕	52
4	審査事務規程の一部改正について（第35次改正） 〔令和3年3月29日 報道発表資料〕	54
5	新規検査等届出書の届出様式が変更になります	56

6	並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります	57
7	自動車技術総合機構からのお知らせ	58

### 第三章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	60
2	構内・検査コースの事故防止について	61
3	お願い	61
4	受検者の皆様へ	65
5	すれ違い用前照灯の計測方法の変更について	68
6	検査の高度化機器の本格運用を行います	70
7	諸元測定した車両の写真撮影について	72
8	車両番号標取付け注意喚起について	73
9	申請案内サイトの公開について	74
10	OCRの記載について	75
11	持込検査を受ける認証工場の皆様へ	76
12	軽自動車OSS開始のお知らせ	77
13	構内徐行運転にご協力ください	79
14	申請者の皆様へ	80
15	次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法	81

### 第四章 参考資料

1	自動車特定整備事業者の遵守事項について	83
2	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	86
3	中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和3年8月2日版 中小企業庁）	93
4	問合せ一覧（令和3年8月時点）	121
5	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	126

令和2年10月28日

自動車局整備課

**STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？****特定整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ**

認証工場以外で車検を受けた自動車ユーザーの5割が認証工場に依頼したと誤認しています。自動車ユーザーへの周知・啓発及び情報収集のため、アンケート調査を実施します。

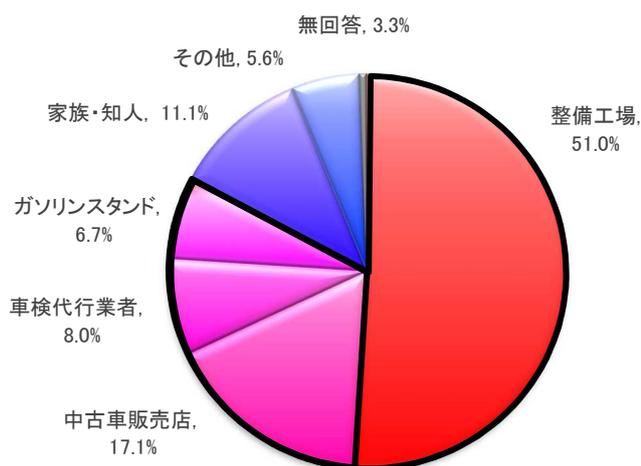
自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を「国の認証を受けた整備工場」(認証工場)へ委託しています。しかしながら、国の認証を受けないで「特定整備※」を違法に行う未認証事業者が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

未認証事業者による特定整備作業は、安全上の問題があるおそれもあることから、国土交通省では、車検時に未認証事業者が整備作業を行った可能性のある自動車ユーザーに対し、別紙により、未認証行為の違法性や認証工場の見分け方等を周知するとともに、その実態を把握するため、本年度においても自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

※特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

**○「あなたは誰に対して車検を依頼しましたか？」に対するユーザーの回答(令和元年度調査結果)**

・車検時に未認証事業者が点検整備を行った可能性のある自動車ユーザーに対してアンケートを実施

**結果・考察：**

- ・全体の約8割が未認証事業者に依頼しており、違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがある。
- ・約5割は、認証工場へ依頼したと誤認している可能性がある。

今年度は、令和2年6月から8月に車検を受検したユーザー約20万人を対象にアンケートを実施します。

**【問い合わせ先】**

自動車局整備課 姉川、稲田

代表：03-5253-8111（内線 42428）、直通：03-5253-8600、FAX：03-5253-1639

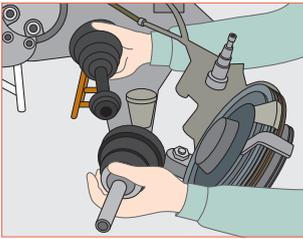


# STOP違法整備!!

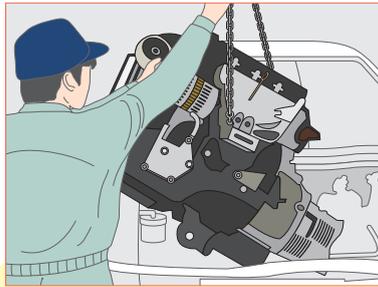
## あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？

次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でのみできます！

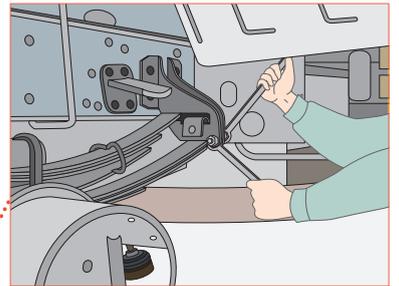
**2** 動力伝達装置  
(ドライブシャフトなどの脱着)



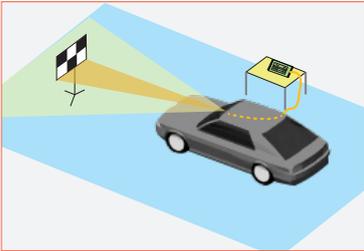
**1** 原動機 (エンジン脱着)



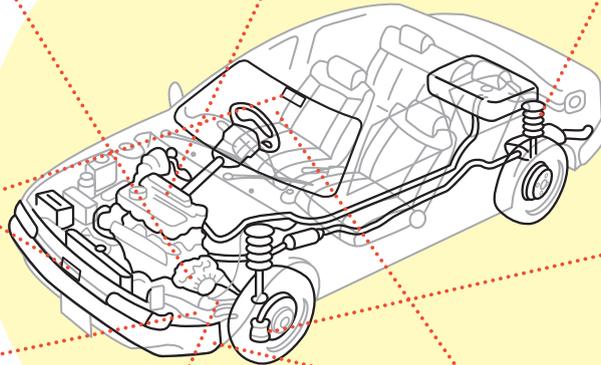
**6** 緩衝装置  
(リーフスプリング脱着)



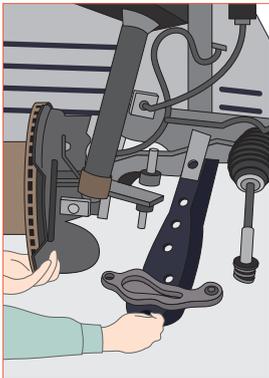
**7** 運行補助装置  
(自動ブレーキ用カメラ  
の調整など)



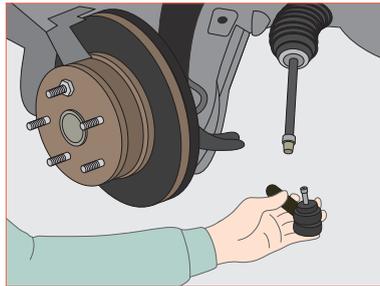
**5** 制動装置  
(ブレーキパッドなどの交換)



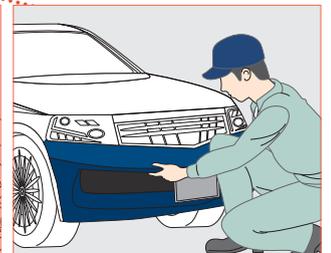
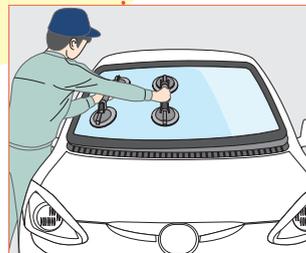
**3** 走行装置 (ロアアーム脱着)



**4** かじ取り装置  
(タイロッドエンド脱着)



**7** 運行補助装置  
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている  
窓ガラス・バンパーなどの脱着)



**8** 自動運行装置  
(レベル3以上の自動運転を行うための  
装置に係る整備・改造)

## 未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

# 特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!

ねえ、うちの車、そろそろ車検でしょう？最近、ブレーキの効きが気になるから、ブレーキもよく点検してほしいわ。



うん、いつもの整備工場に車検を頼んでみようかな。

**大丈夫？**

点検・整備する装置によっては国が認証した工場しかできないみたいよ。



認証整備工場の標識 (例)



※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

このような標識を持つ整備工場が国の認証を受けた工場だから、車検を頼むときに確認できるよ!



国の認証を受けた整備工場が分かるんだね。



特定整備を行うには国の認証が必要なんだね。



次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

check

- 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の **1** ~ **8** のどれかに該当するか
- 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- 車検証の備考欄中、〔受検形態〕が「使用者」又は「その他」と記載されている

## 車検証の備考欄をご確認ください。

### 【受検形態】

- 指定整備工場、認証整備工場  
国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- 使用者  
自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。
- その他 (使用者以外の者により受検が代行された場合)  
上記以外の方が車検を受けた場合です。  
※ 違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。点検整備記録簿を確認してください。



- 北海道運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 022(791)7534  
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 025(285)9155  
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 045(211)7254  
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 052(952)8042  
(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)

- 近畿運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 06(6949)6453  
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 082(228)9142  
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 087(802)6783  
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 092(472)2537  
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 …… 098(866)1837

令和3年1月26日  
自動車局整備課  
自動車局安全政策課

## 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

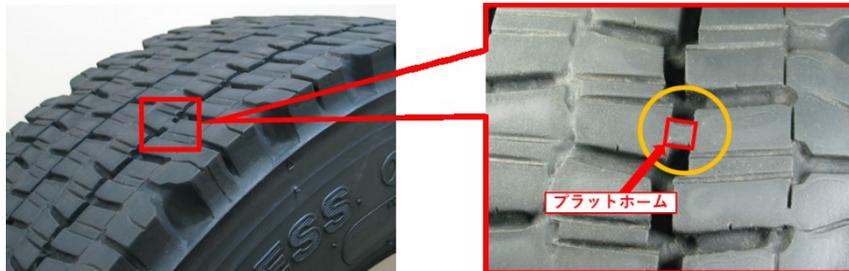
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

### 1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
  - ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
  - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
  - ・乗合バス・貸切バスについて、上記（1）と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



### 2. スケジュール

公布：令和3年1月26日（本日）  
施行：公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表：03-5253-8565（直通）、FAX：03-5253-1636



令和2年9月25日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局審査・リコール課

## 二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「二輪自動車の灯火器等の取付けに係る協定規則（第53号）」の改訂等が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入するための基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

#### （1）二輪自動車の灯火器等の取付け

二輪自動車の灯火器等の取付けについて、協定規則第53号に規定された技術的要件に適合しなければならないこととする。これに伴い、

- ・二輪自動車への昼間走行灯の取付けを可能とする。
  - ・二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととする。
- 適用期日は、令和5年9月以降の二輪自動車の新型車を適用対象とする\*。

※ 昼間走行灯の取付けを可能とする規定は公布の日（本日）から適用する。

#### （2）その他

以上について所要の改正を行う。

### 2. 公布・施行

公布：令和2年9月25日

施行：公布の日

#### 問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課：東海、堀井  
電話 03-5253-8111（内線 42532） 03-5253-8602（直通）  
FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：佐藤  
電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）  
FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り、自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車の灯火器等の取付けに係る協定規則（第53号）」等が改訂されたことを受け、二輪自動車等の他の交通からの被視認性の向上のため、我が国においても同協定規則を新たに採択し、国内の法令等に取り入れることとしている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、以下の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

<https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29rep.html>

## 2. 改正の概要

### （1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 二輪自動車の灯火器等の取付けについて、協定規則第53号に規定された技術的要件に適合しなければならないこととする。これに伴い、
  - ・ 二輪自動車への昼間走行灯の取付けを可能とする。
  - ・ 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととする。
- ② 最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯に係る基準を適用しないこととする。

### （2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、二輪自動車の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置（以下「灯火器等の取付装置」という。）を追加する。
- ・ 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第53号に基づき認定された二輪自動車の灯火器等の取付装置を追加する。

### （3）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

二輪自動車の灯火器等の取付装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項の規定に基づき実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

**(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正**

(1) ①の改正について、令和5年9月以降の二輪自動車の新型車を適用対象とする※ほか、所要の改正を行う。

※ 昼間走行灯の取付けを可能とする規定は公布の日から適用。

**(5) その他**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. 公布・施行**

公 布：令和2年9月25日

施 行：公布の日

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和2年(2020年)9月現在、57か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 令和2年(2020年)9月現在、装置ごとに152の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和2年(2020年)9月現在、乗用車の制動装置、警音器等の86の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和2年9月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	51	騒音	103	交換用触媒
1	前照灯	52	小型バスの構造	104	大型車用反射材
2	前照灯白熱球	53	灯火器の取付け(二輪車)	105	危険物輸送車両構造
3	反射器	54	タイヤ(商用車)	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
4	後部番号灯	55	車両用連結装置	107	二階建てバスの構造
5	シールドビーム前照灯	56	前照灯(モペッド)	108	再生タイヤ
6	方向指示器	57	前照灯(二輪車)	109	再生タイヤ(商用車)
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	58	突入防止装置	110	CNG・LNG自動車
8	ハロゲン前照灯	59	交換用消音器	111	タンク自動車のロールオーバー
9	騒音(三輪車)	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
10	電波妨害抑制装置	61	外部突起(商用車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
11	ドアラッチ及びヒンジ	62	施錠装置(二輪車)	114	後付エアバック
12	ステアリング機構	63	騒音(モペッド)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
13	制動装置	64	応急用予備走行装置	116	盗難防止装置
13H	制動装置(乗用車)	65	特殊警告灯	117	タイヤ単体騒音
14	シートベルト・アンカレッジ	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	118	バス内装難燃化
15	排出ガス規制	67	LPG車用装置	119	コーナリングランプ
16	シートベルト	68	最高速度測定法	120	ノロート馬力測定法
17	シート及びシートアンカー	69	低速車の後部表示板	121	コントロール・テルテル
18	施錠装置(四輪車)	70	大型車後部反射器	122	ヒーティングシステム規則
19	前部霧灯	71	農耕用トラクタの視界	123	配光可変型前照灯
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	124	乗用車ホイール
21	内部突起	73	大型車側面保護	125	直接視界
22	ヘルメット及びバイザー	74	灯火器の取付(モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
23	後退灯	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	127	歩行者保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	76	前照灯(モペッド)	128	LED光源
25	ヘッドレスト	77	駐車灯	129	新幼児拘束装置
26	外部突起(乗用車)	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	130	車線逸脱警報装置
27	停止表示器材	79	かじ取装置	131	衝突被害軽減制動制御装置
28	警音器	80	シート(大型車)	132	排ガスレトロフィット
29	商用車運転席乗員の保護	81	後写鏡(二輪車)	133	リサイクル
30	タイヤ(乗用車)	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	134	水素燃料電池自動車
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	83	燃料要件別排出ガス規制	135	ポール側面衝突時の乗員保護
32	後部衝突における車両挙動	84	燃費測定法	136	電気自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	85	馬力測定法	137	フルラップ前突時乗員保護
34	車両火災の防止	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	138	車両接近通報装置
35	フットコントロール類の配列	87	デイトイランニングランプ	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
36	バスの構造	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	140	ESC(横滑り防止装置)
37	白熱電球	89	速度制限装置	141	タイヤ空気圧監視装置
38	後部霧灯	90	交換用ブレーキライニング	142	タイヤ取付
39	スピードメーター	91	側方灯	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
40	排出ガス規制(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	144	事故自動緊急通報装置
41	騒音(二輪車)	93	フロントアンダーランプ(トラクタ)	145	年少者用補助乗車装置取付具
42	バンパー	94	オフセット前突時乗員保護	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
43	窓ガラス	95	側突時乗員保護	147	連結装置(農耕用)
44	幼児拘束装置	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	148	信号灯火に係る規則
45	ヘッドランプ・クリーナー	97	警報装置及びイモビライザ	149	照射灯火に係る規則
46	後写鏡	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	150	反射器に係る規則
47	排出ガス規制(モペッド)	99	ガスディスチャージ光源	151	側方衝突警報装置
48	灯火器の取付け	100	電気自動車	152	衝突被害軽減制動制御装置
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	101	乗用車のCO2排出量と燃費		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	102	連結装置		

令和2年10月23日  
自動車局  
審査・リコール課

## リコール改善措置済み車両に貼付している 「統一的なリコールステッカー」が本年11月より廃止されます

今般、自動車メーカー各社から、リコール改善措置が実施済みであること周知するため車両に貼付している「統一的なリコールステッカー」の貼付を本年11月1日より廃止するとの報告がありましたので、お知らせします。

### 1. 背景

リコール改善措置が実施済みであることを自動車使用者等に周知するため、自動車メーカーは、統一的なリコールステッカーを当該車両に貼付しています。今般、メーカー各社のホームページからリコール情報及び改善措置の状況等が容易に確認できる環境が整ったこと、無線通信を経由したソフトウェアの更新によるリコール作業においてはディーラー等へ車両を入庫することなく改善措置が実施でき、ステッカーの貼付は、自動車ユーザーの利便性を損なうことなどの背景から、メーカー各社から、統一的なリコールステッカーの貼付を廃止するとの報告がありました。



図1 リコールステッカー

### 2. リコール情報の確認方法(参考資料参照)

- メーカー各社ホームページのリコール対象車両・実施状況を検索する画面から確認できます。(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページからも確認可能)
- リコール改善措置が実施済みであることが分かり易く確認できる車両の「識別」(ペイント、運転席のディスプレイ表示等)(メーカー各社ホームページから識別方法が確認可能)
- メーカー各社問い合わせ窓口にて確認できます。

### 3. リコールステッカー貼付の廃止時期について

- 令和2年11月1日以降のリコールから廃止(令和2年10月31日までにリコールを届出した全ての案件も対象とし一律で貼付を廃止※)。

※ 個社にて独自設定したステッカーを貼付する場合があります。

本件は、当省ホームページ「自動車のリコール・不具合情報」からご確認いただけます。

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recall\\_labelinfo.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recall_labelinfo.html)

#### 【お問い合わせ先】

審査・リコール課 傳田、岡田

代表:03-5253-8111 (内線:42355)

直通:03-5253-8597、FAX:03-5253-1640

《参考》

確認方法		備考
1	改善措置実施後の「識別」	・識別位置をメーカーHPに掲載する「改善箇所説明図」で確認できます。 ※識別はメーカーによって内容が異なります。(ペイント、運転席のディスプレイ表示等)
2	メーカーHP	・各社HPのリコール等の対象車両検索画面により確認できます。
3	一般社団法人 日本自動車整備 振興会連合会 HP	・以下、日整連ホームページから確認できます。 日整連HP > 整備事業関連情報 > リコール情報検索 URL: <a href="https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html">https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html</a>
4	リコール検索 アプリ	・以下から専用アプリをダウンロードして確認できます。 iOS: AppStore / Android: GooglePlayストア ・詳細は以下日整連HPをご参照ください。 URL: <a href="https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html">https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html</a>

※一部の確認方法については、メーカーによって対応していない場合があります。



令和 2 年 1 1 月 1 1 日

自動車局 審査・リコール課

## 世界初！ 自動運転車(レベル3)の型式指定を行いました

国土交通省は、本田技研工業株式会社から申請のあった車両(通称名:レジェンド)に対し、自動運行装置を備えた車両としては世界初の型式指定を行いました。

### 1. 概要

本田技研工業(株)から申請のあった自動運行装置を搭載した自動運転車(レベル3)について、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所における保安基準適合性の審査を踏まえ、本日、世界で初めて型式指定を行いました。

自動運転車については、交通事故の削減、高齢者等の移動手手段の確保、物流分野における生産性向上等、我が国が抱える様々な社会課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されています。そのため、自動運転に係る政府全体の戦略である「官民ITS構想・ロードマップ」(IT総合戦略本部決定)において、市場化・サービス化に係るシナリオと目標を掲げ、国土交通省を含め官民一体となって早期実現に向け取り組んでおります。(別紙1)

同ロードマップにおいて、高速道路の自動運転車(レベル3)の市場化目標時期が2020年目途とされていることを踏まえ、国土交通省では、昨年5月の道路運送車両法の一部改正に基づき、本年3月、世界に先駆けて自動運転車の保安基準を策定するなど、早期導入に向け制度整備を進めてきました。(別紙2)

国土交通省としては、引き続き、自動走行分野において世界をリードし、様々な車社会の課題解決に大きく寄与する自動運転の一層の実用化、普及に取り組んでまいります。

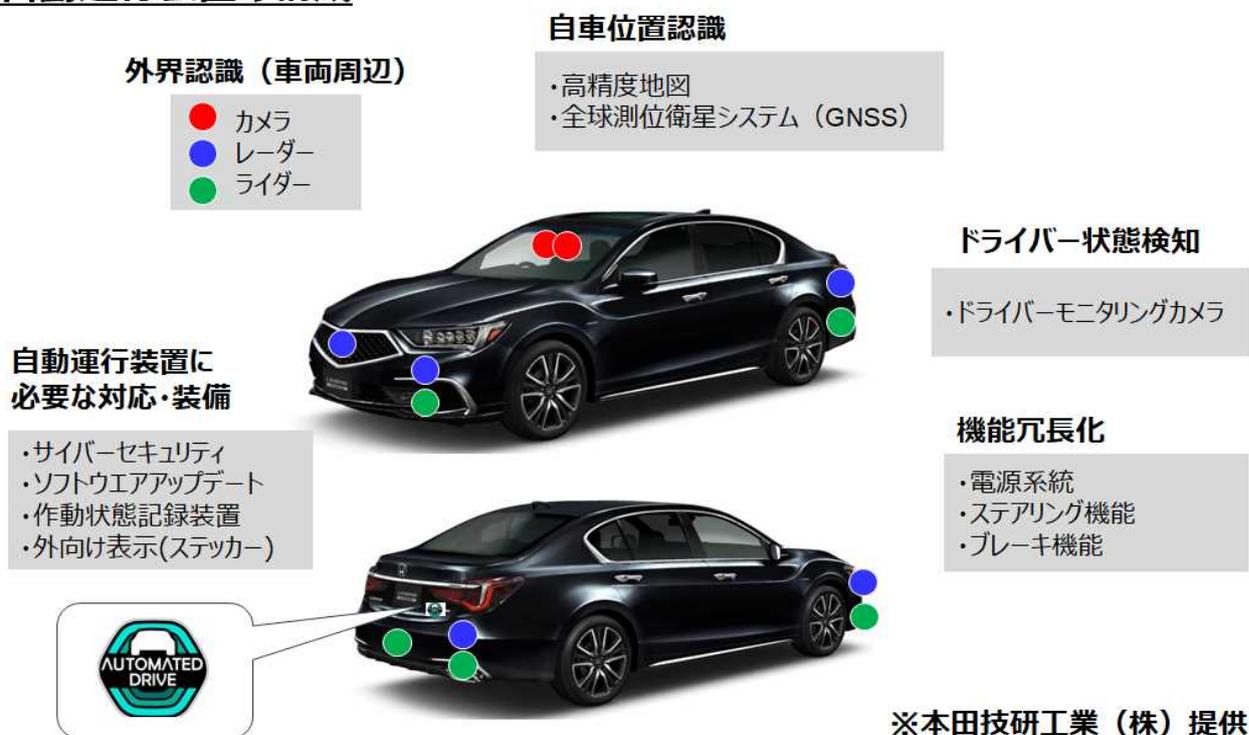
### 2. 今回型式指定を行った自動運転車に搭載された自動運行装置(名称:Traffic Jam Pilot)

高速道路での渋滞時における運転者の運転操作の負荷を軽減することを目的に、前走車をはじめ周辺の交通状況を監視するとともに、運転者に代わって運転操作を行い、車線内の走行を維持しながら前走車に追従する装置。(別紙3)

※当該装置は、型式指定にあたり国土交通大臣が付与した特定条件(走行環境条件)の範囲内で作動が可能となり、作動後、走行環境条件を満たさなくなる場合や故障発生時等においては、警報を発し運転者による運転操作を求めますので、運転者は過信せず常に運転できる状況を維持する必要があります。

(参考)

## 自動運行装置の構成



※詳細については、以下の本田技研工業 (株) の連絡先へお問い合わせください。

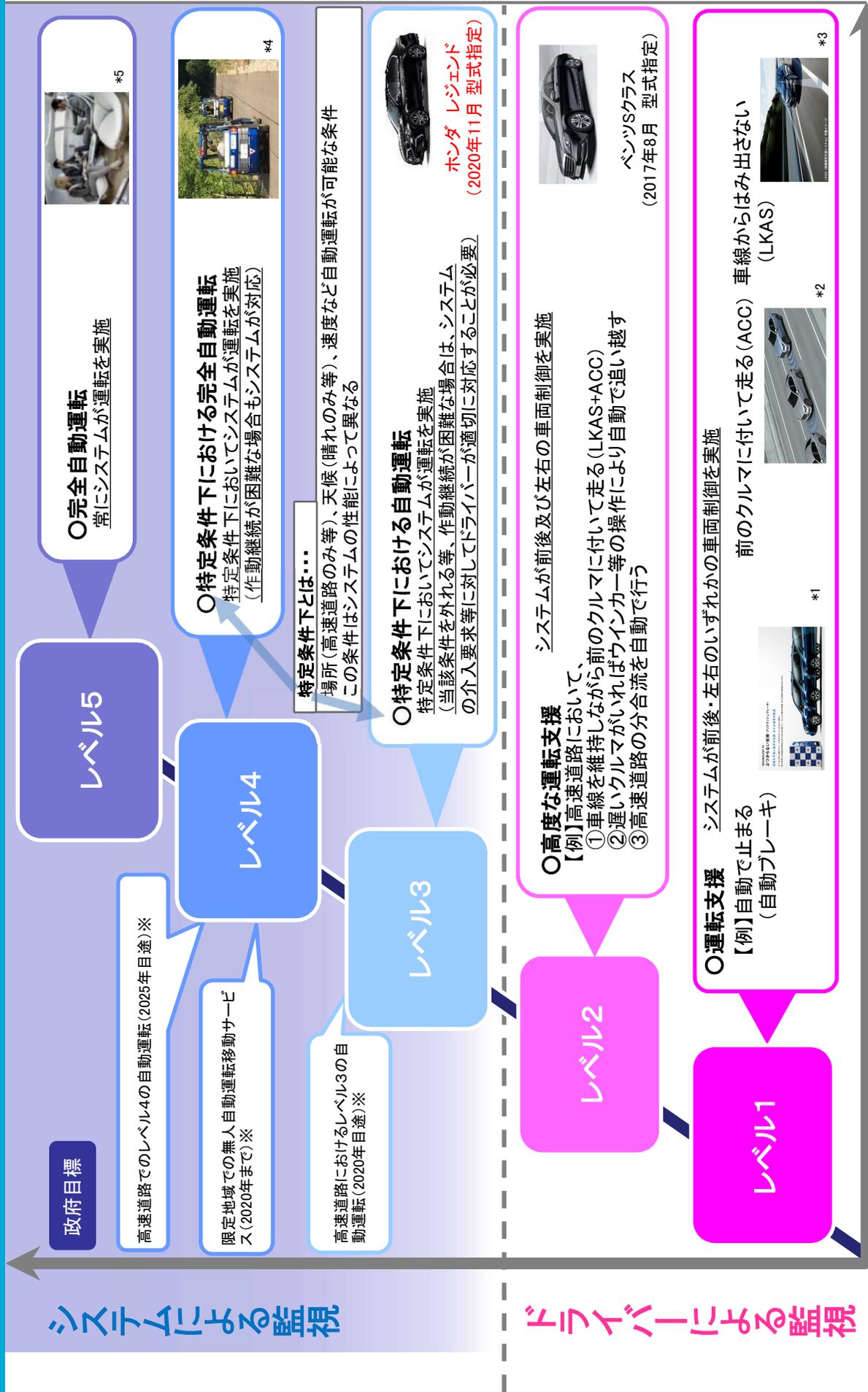
本田技研工業株式会社 ブランド・コミュニケーション本部 広報部  
企業広報 TEL (03) 5412-1512 商品・技術広報 TEL (03) 5412-1514

### 【参考資料】

- (別紙 1) 自動運転車の定義及び政府目標
- (別紙 2) 自動運行装置の保安基準等の概要
- (別紙 3) 自動運行装置の概要 (本田技研工業 (株) 提供)

お問い合わせ先  
国土交通省自動車局審査・リコール課 手塚、野崎  
TEL : 03-5253-8111 (内線 42312, 42324)  
直通 03-5253-8595 FAX : 03-5253-1640

# 自動運転車の定義及び政府目標



※官民ITS構想・ロードマップ2020(令和2年7月 IT総合戦略本部(本部長 内閣総理大臣)決定)にて規定

ACC: Adaptive Cruise Control, LKAS: Lane Keep Assist System

\*1 (株)SUBARUホームページ \*2 日産自動車(株)ホームページ \*3 本田技研工業(株)ホームページ  
\*4 福井県永平寺町実証実験 \*5 CNET JAPANホームページ

### 基準策定の取組

車両安全のためのガイドラ 改正道路運送車両法  
イン策定(18.9) の成立(19.5)

改正道路運送車両法・  
保安基準(省令)の施行(20.4) 国際基準が成立(20.6)

- ・国連WP29※における国際議論も踏まえつつ、「自動運行装置」の国内基準を2020年4月策定・施行
- ・日本が、WP29傘下の専門家会議等において議論をリードし、6月に国際基準が成立

※正式名称は「自動車基準調和世界フォーラム」。自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場。

### 自動運行装置の保安基準

#### 1. 性能

- (1) 走行環境条件内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- (2) 走行環境条件外で、作動しないこと
- (3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること
- (4) 運転者の状況監視のためのドライババーモニタリングを搭載すること
- (5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等



#### 2. 作動状態記録装置

- 自動運行装置のON/OFFの時刻
- 引継ぎ警報を開始した時刻
- 運転者が対応可能でない状態となった時刻等を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること



### 自動運行装置を備える自動車の外向け表示について

- ・自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼付(メーカーに要請)

## 高速道路本線上での渋滞時の自動運転を提供



名称：トライフックジャムパイロット(TJP)

周辺の交通状況監視から解放され  
運転負荷を軽減

### 主な走行環境条件

#### 1. 道路状況及び地理的状况

(道路区間)

高速自動車国道、都市高速道路及びそれに接続される又は接続される予定の自動車専用道路  
(一部区間を除く)

(除外区間/場所)

自車線と対向車線が中央分離帯等により構造上分離されていない区間  
急カーブ、サービスエリア・パーキングエリア、料金所など

#### 2. 環境条件

(気象状況)

強い雨や降雪による悪天候、視界が著しく悪い濃霧又は日差し強い日の逆光等により自動  
運行装置が周辺の車両や走路を認識できない状況でないこと

(交通状況)

自車が走行中の車線が渋滞又は渋滞に近い混雑状況であるとともに、前走車及び後続車が  
自車線中心付近を走行していること

#### 3. 走行状況

(自車の速度)

自車の速度が自動運行装置の作動開始前(は約30km/h未満、作動開始後(は約50km/h  
以下であること

(自車の走行状況)

高精度地図及び全球測位衛星システム(GNSS(Global Navigation Satellite System))  
による情報が正しく入手できていること

(運転者の状態)

正しい姿勢でシートベルトを装着していること

(運転者の操作状況)

アクセル・ブレーキ・ハンドルなどの運転操作をしていないこと

※本田技研工業(株)提供

令和 2 年 12 月 11 日  
自動車局技術・環境政策課

## ドライバーの居眠りや脇見を検知するドライバーモニタリングシステムの ガイドラインを策定しました！

国土交通省では、安全運転を継続できない可能性のある居眠りや脇見等のドライバー状態を検知し、ドライバーに報知するシステムのガイドラインを策定しました。

これらのガイドラインにより、自動車メーカー等における開発が促進され、同システムを搭載した車両の早期実用化・普及が期待されます。

国土交通省では、先進安全自動車(ASV<sup>※1</sup>)技術の実用化による交通事故の削減に向けて、産学官の有識者・関係者で構成される「先進安全自動車(ASV)推進検討会」において、自動運転の実現に必要なASV技術について、開発・実用化・普及を促進しています。

今般、下記のとおり、ガイドラインの策定等を行いましたのでそれらについて公表いたします。

### ① ガイドラインの策定

- ドライバーモニタリング(眠気・居眠り検知)システム ガイドライン
- ドライバーモニタリング(脇見等検知)システム ガイドライン

これらのガイドラインは、ドライバーの眠気・居眠り、脇見により安全運転を継続できない可能性のあるドライバー状態を検知し、ドライバーに報知するドライバーモニタリングシステムについて、眠気・居眠り、脇見のそれぞれについて開発等の指針を示したものです。

### ② その他

- ドライバー異常時対応システム ドライバー異常自動検知システム基本設計書・附則 作動データ記録装置 ガイドラインの策定<sup>※2</sup>
- ドライバー異常自動検知システム ガイドライン等の改訂<sup>※2</sup>
- 令和元年 ASV 技術普及台数調査<sup>※2</sup>
- 主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説とりまとめ<sup>※3</sup>
- 自動運転レベル3以降の車両の呼称<sup>※3</sup>

※1 ASVとは、Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転に資するシステムを搭載した自動車のことです。ASV 推進検討会については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/japanese/planning6.html>

※2 下記ホームページにて公開

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

※3 令和2年12月11日プレスリリース参照

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000353.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000353.html)

#### 【お問い合わせ先】

自動車局 技術・環境政策課 玉屋、林、八田

代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639

- **ドライバーモニタリングシステム(眠気・居眠り検知、脇見等検知)※**  
 ドライバーの居眠りや脇見運転を防止するため、ドライバーの状態を検知し、注意喚起を行うシステム。

※ドライバーの眠気や居眠りを検知するものを「ドライバーモニターモニタリング(眠気・居眠り検知)システム」、ドライバーが前方以外を注視する行為を検知するものを「ドライバーモニターモニタリング(脇見等検知)システム」と呼ぶ。

システムのイメージ

ドライバーモニタリングシステム



居眠り運転



脇見運転



車室内カメラ等で検知



日野自動車株式会社HPより



警告の表示と音等による注意喚起



通常運転へ復帰



令和 2 年 12 月 11 日  
自動車局技術・環境政策課

**主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説を公表**  
～自動運転レベル 3 以降の車両の呼称も策定～

自動運転の実現に必要な先進安全自動車 (ASV) 技術について、主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説をとりまとめましたので公表します。  
また、ユーザーが自動運転車の機能を過信せず、適切な運転操作等を行うことを目的とし、自動運転レベル 3 以降の車両の呼称を策定致しました。

※ASV とは、Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車

国土交通省では、先進安全自動車 (ASV) 技術の実用化による交通事故の削減に向けて、産学官の有識者・関係者で構成される「先進安全自動車 (ASV) 推進検討会」において、自動運転の実現に必要な ASV 技術について、開発・実用化・普及を促進しています。

今般、ASV 技術についてユーザーやメディア関係者の理解を広めるため、主要な ASV 技術の概要を整理するとともに、新聞や雑誌等でよく使用されている自動運転関連用語の概説をとりまとめましたので公表します。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

また、ASV 技術は事故防止に役立つ一方で、万能ではなく、ユーザーは機能の限界を正しく理解し、引き続き安全に配慮した適切な運転操作等を行うことが重要であることから、同検討会では、市場で販売される自動運転車について、ユーザーに機能やその限界等を正しく理解していただくことを目的とし、自動運転にかかる各レベルの車両の呼称を検討してきたところです。平成 30 年度には、レベル 1 及び 2 の呼称を「運転支援車」と策定・公表したところであり、この度、レベル 3 以降の呼称についても、以下のとおり策定致しました。

国土交通省では今後も引き続き、ASV 技術や自動運転車の適切な使用を促すことにより、これら技術を搭載した自動車の円滑な普及に努めてまいります。

レベル	車両の呼称
レベル 3	条件付自動運転車 (限定領域)
レベル 4	自動運転車 (限定領域)
レベル 5	完全自動運転車



**【お問い合わせ先】**  
自動車局 技術・環境政策課 玉屋、林、八田  
代表：03-5253-8111 (内線 42254)、直通：03-5253-8591  
FAX：03-5253-1639

# 自動運転車両の呼称

- ASV推進検討会（※）において合意する名称は、市場で販売される自動車についてユーザーが機能やその限界等を正しく理解し適切な運転操作等を行うよう促すことを意図したものです。
- このため、その対象範囲は、自動車メーカーが、消費者に対して、具体的な車種について広報・宣伝を行う際に使用する資料（テレビCM、新聞・雑誌の広告、パンフレット等）を想定。

（※）自動運転の実現に必要なASV（先進安全自動車）技術について、開発・実用化の指針を定めることを念頭に具体的な技術的要件等について検討する産学官の有識者・関係者で構成される検討会。 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

レベル	自動運転レベルの概要	運転操作※の主体	対応する車両の名称
レベル1	アクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のどちらかが、部分的に自動化された状態。	運転者	運転支援車
		運転者	
レベル2	アクセル・ブレーキ操作およびハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態。	自動運行装置 （自動運行装置の作動が困難な場合は運転者）	<u>条件付自動運転車（限定領域）</u>
レベル3	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。 ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合においては、運転操作を促す警報が発せられるので、適切に応答しなければならない。	自動運行装置	<u>自動運転車（限定領域）</u>
レベル4	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。	自動運行装置	<u>完全自動運転車</u>
レベル5	自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。	自動運行装置	<u>完全自動運転車</u>

※ 車両の操縦のために必要な、認知、予測、判断及び操作の行為を行うこと

国自審第1905号  
国自整第243号  
国自情第204号  
令和2年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

審査リコール課長  
整備課長  
自動車情報課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示  
に関する取扱要領」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり通達を一部改正したので、傘下会員に対して周知方お願い致します。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の細部取扱いについて（平成30年3月30日国自審第2281号、国自整第353号、国自情第269号）

令和2年12月23改正  
 国自審第1905号  
 国自整第243号  
 国自情第204号  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別紙</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 未改修車両の窓口における処置                  (1) 「改善措置済証」の提出がない場合                  上記5. により未改修車両であると判断した場合は、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を記載し、<u>通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日を記載する。</u></p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) 「改善措置済証」の提出がなされた場合                  改善措置済証の提出があった際は、メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているか否かに係わらず、⑤の取扱いを除き全て受領することとし、以下により取り扱うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているものにあつては、自動車検査証等に「特例告示対象」の旨</p>	<p>別紙</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 未改修車両の窓口における処置                  (1) 「改善措置済証」の提出がない場合                  上記5. により未改修車両であると判断した場合は、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を<u>朱色で記載または様式1に定めるスタンプを押し、通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日の受付日付印を押印する。</u></p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) 「改善措置済証」の提出がなされた場合                  改善措置済証の提出があった際は、メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているか否かに係わらず、⑤の取扱いを除き全て受領することとし、以下により取り扱うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているものにあつては、自動車検査証等に「特例告示対象」の旨</p>

を記載されている車両であっても、「改善措置済証」がなくても申請を受理して差し支えないものとする。

その場合、提出のあった自動車検査証等の備考欄に記載された特例告示対象であることの記載に取り消し線を入れ確認した日を記載する等、確認したことが分かるようにしておくこと。

(3) 限定自動車検査証の交付

通達第5条第3項において、限定自動車検査証は交付しないものとする。とされているが、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）の審査の結果、不適合（未改修車両であって改善措置済証が確認できなかつたものを除く。）となった場合は限定自動車検査証を交付するものとし、以下により取り扱うものとする。

① (略)

② 限定自動車検査証への未改修車両であることの記載は、限定自動車検査証その1及びその2の備考欄に「特例告示対象」の旨を記載するものとする。

③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 未改修車両のOSS申請

OSS申請については、未改修車両であった場合には職員が「原簿情報取得」を押下した時点で申請が却下されることとなる。

なお、リコール改修実施事業者による「改善措置済証」の発行からMOTASへ反映されるまで概ね4日程度（閉庁日を除く。）掛かるので、「改善措置済証」の提出による窓口申請に切り替えた場合は、申請書が必要となるため取扱いに留意されたい。

を朱色で記載または様式1に定めるスタンプを押印されている車両であっても、「改善措置済証」がなくても申請を受理して差し支えないものとする。

その場合、提出のあった自動車検査証等の備考欄に記載された特例告示対象であることの記載に取り消し線を入れ確認した日の受付日付印を押印する等、確認したことが分かるようにしておくこと。

(3) 限定自動車検査証の交付

通達第5条第3項において、限定自動車検査証は交付しないものとする。とされているが、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）の審査の結果、不適合（未改修車両であって改善措置済証が確認できなかつたものを除く。）となった場合は限定自動車検査証を交付するものとし、以下により取り扱うものとする。

① (略)

② 限定自動車検査証への未改修車両であることの記載は、限定自動車検査証その1及びその2の備考欄に「特例告示対象」の旨を朱色で記載または様式1に定めるスタンプを押印するものとする。

③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 未改修車両のOSS申請

OSS申請については、未改修車両であった場合には職員が「原簿情報取得」を押下した時点で申請が却下されることとなる。

なお、リコール改修実施事業者による「改善措置済証」の発行からMOTASへ反映されるまで概ね4日程度（閉庁日を除く。）掛かるので、「改善措置済証」の提出による窓口申請に切り替えた場合は、申請書に使用者の署名又は押印が必要となるため取扱いに留意されたい。

7. ～11. (略)

(削る)

附 則

第1条 本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

7. ～11. (略)

様式1

自動車検査証等押印用「特例告示対象車」印



外枠サイズ：12mm×50mm

フォント：MSゴシック 18p 太字

インク：朱色



令和 2 年 1 2 月 2 5 日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局審査・リコール課

## 自動運転技術に関する国際基準等を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国が議論をリードして成立した自動運行装置に関する国際基準を国内の保安基準に導入するための法令整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

（1）道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件を適用する。
- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。
- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置<sup>\*</sup>等を追加する。  
※ 突出量が一定以下であって、外装の突起物に係る基準に適合したものに限る。
- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。
- ⑥ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。
- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置を備えなければならないこととする。

(2) その他

以上について所要の改正を行う。

## 2. 公布・施行

公 布 : 令和2年12月25日

施 行 : 令和3年1月3日

ただし、1.(1)③に係る部分は公布の日とし、1.(1)①、②及び⑦並びに(2)の一部に係る部分は令和3年1月22日とする。

### 問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第181回会合において、「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」が新たに採択された。

また、「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第94号）」、「側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第95号）」及び「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第137号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### （1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第157号の要件を適用する。

【適用時期】

新 型 車：令和4年7月1日

- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。

【適用時期】

○無線によるソフトウェアアップデートに対応している車両

新 型 車：令和4年7月1日

継続生産車：令和6年7月1日

○無線によるソフトウェアアップデートに対応していない車両

新 型 車：令和6年1月1日

継続生産車：令和8年5月1日

- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置\*等を追加する。

※車幅に含めないセンサー等の要件：

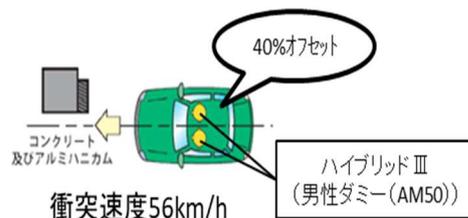
- ・突出量は、左右両側の合計で 100mm 以下とする。
- ・高さ 2.0m 以下に装着する場合は、外部表面の曲率半径を 2.5mm 以上とする。

- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.5 トンから 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 5 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日



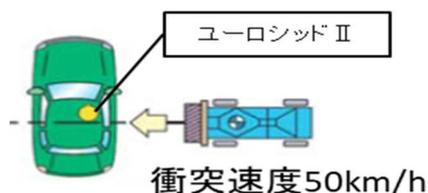
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。

（従来は座席高さ 700mm 超は非適用）

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 7 月 5 日

継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日

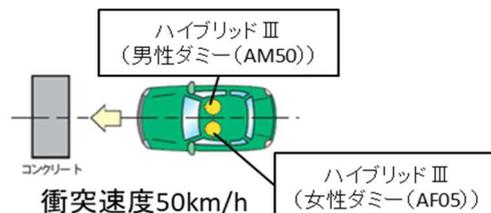


- ⑥ フラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.8 トンから 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 9 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

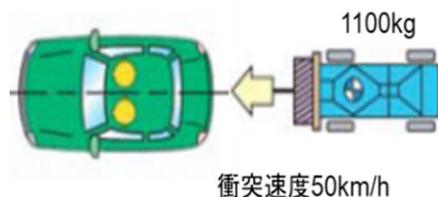


- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置（以下「後面衝突時の燃料漏れ防止等装置」という。）を備えなければならないこととする。

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日



## (2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後面衝突時の

燃料漏れ防止等装置を追加する。

- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 153 号に基づき認定された後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等を追加する。
- ③ 協定規則第 95 号等が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

### (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (4) ①の改正を踏まえ、法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号の許可を申請する者が、申請者の能力についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改める。

### (4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号<sup>※</sup>の許可の基準として、サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加する。

※ 自動車製作者等が、特定改造等をさせる目的で、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により、自動車の使用者等に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為。

- ② 特定改造等をする場合に国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加する。

### (5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：令和 2 年 12 月 25 日

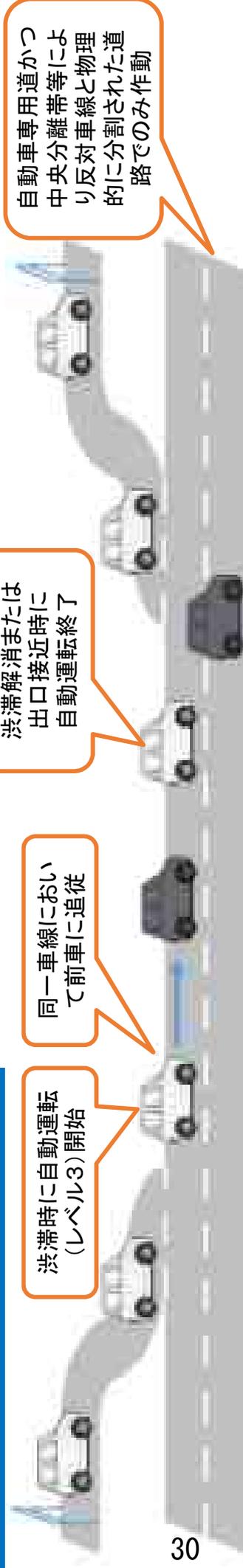
施 行：令和 3 年 1 月 3 日

ただし、(1) ③に係る部分は公布の日とし、(1) ①、②及び⑦、(2) ①及び②、(3) 並びに (4) に係る部分は令和 3 年 1 月 22 日とする。

## これまでの状況

- 2019年6月、国連WP29(自動車基準調和世界フォーラム)において、自動運転のフレームワークドキュメント(自動運転車の国際的なガイドラインと基準策定スケジュール等)に合意。
- 日本は、WP29傘下の専門家会議等において共同議長等の役職を担い、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2020年6月に開催されたWP29本会議において成立。

## 対象となる自動運転のイメージ



30

## 主な要件

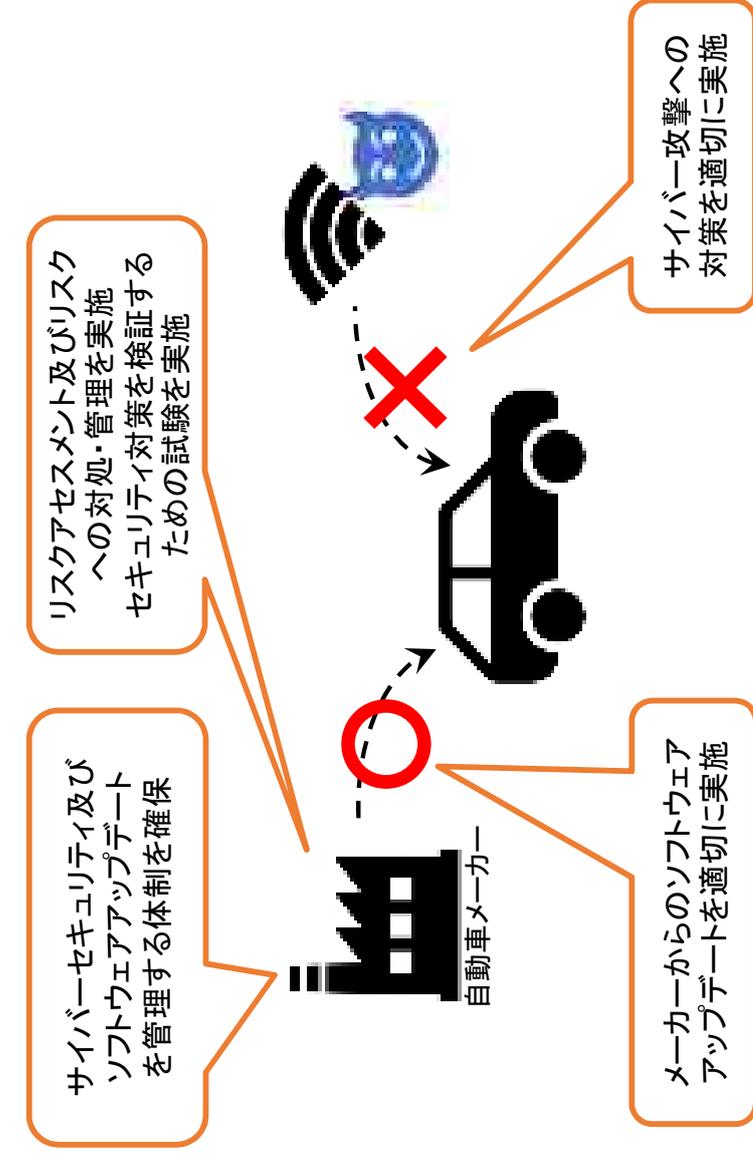
- 自動運転システムが作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないことについて、注意深く有能な運転者と同等以上のレベルであること。
- 運転操作引継ぎの警報を発した場において、運転者に引き継がれるまでの間は制御を継続すること。運転者に引き継がれない場合はリスク最小化制御を作動させ、車両を停止すること。
- 運転者が運転操作を引き継げる状態にあることを監視するためのドライバーモニターモニタリングを搭載すること。
- 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること。
- 自動運転システムのON/OFFや故障等が生じた時刻を記録する作動状態記録装置を搭載すること。
- 上記の要件について、シミュレーション試験、テストコース試験、公道試験及び書面を組合せて、適合性の確認を行うこと。(例：他車の割り込み等が起こりうる状況において、注意深く有能な運転者の反応速度や制動力等のモデルに基づいて回避可能と考えられる衝突を、当該自動運転車が回避できることを確認。)

## これまでの状況

- 2019年6月、国連WP29(自動車基準調和世界フォーラム)において、自動運転のフレームワークドキュメント(自動運転車の国際的なガイドラインと基準策定スケジュール等)に合意。
- 日本は、WP29傘下の専門家会議等において共同議長等の役職を担い、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2020年6月に開催されたWP29本会議において成立。

## 主な要件

- サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの適切さを担保するための業務管理システムを確保すること。
- サイバーセキュリティに関して、車両のリスクアセスメント(リスクの特定・分析・評価)及びリスクへの適切な対処・管理を行うとともに、セキュリティ対策の有効性を検証するための適切かつ十分な試験を実施すること。
- 危険・無効なソフトウェアアップデートの防止や、ソフトウェアアップデート可能であることの事前確認等、ソフトウェアアップデートの適切な実施を確保すること。



# 特定改造等の許可制度について

## 特定改造等の許可制度とは

○昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となったことから、サイバーセキュリティの確保を含め、改造が適切に行われることを確保するため、令和元年5月の改正道路運送車両法に基づき導入。

○自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### 許可制度の概要

- ① 自動車の特定改造等を行う者は、あらかじめ許可を受けること  
(申請者の能力※及び体制、改造された自動車の保安基準適合性)  
※適切なソフトウェアアップデート及びサイバーセキュリティの確保
- ② ①の許可を受けた者の遵守事項(プログラムの適切な管理及び確実な改変等)
- ③ その他、①の許可を受けた者に対する是正命令、許可の取消し、罰則等
- ④ ①の許可に係る事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせる。

(注)「特定改造等」には、使用者等にプログラムの改変による改造をさせる目的をもって当該改造のためのプログラムを電気通信回線等により提供することを含む。

### 特定改造等のイメージ



特定改造等により追加される機能の例

## 協定規則導入に伴う一部改正

### <改正内容>

○国連の「サイバーセキュリティに関する協定規則(R155)」導入※に伴い、許可の基準として、同規則に規定されるサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加するほか、所要の改正を行う。

<スケジュール>

○公布: 令和2年12月25日 ○施行: 令和3年1月22日

※道路運送車両の保安基準の改正概要を参照。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和2年(2020年)12月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和2年(2020年)12月現在、装置ごとに159の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和2年(2020年)12月現在、乗用車の制動装置、警音器等の93の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和2年12月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	52	小型バスの構造	105	危険物輸送車両構造
1	前照灯	53	灯火器の取付け(二輪車)	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
2	前照灯白熱球	54	タイヤ(商用車)	107	二階建てバスの構造
3	反射器	55	車両用連結装置	108	再生タイヤ
4	後部番号灯	56	前照灯(モペッド)	109	再生タイヤ(商用車)
5	シールドビーム前照灯	57	前照灯(二輪車)	110	CNG・LNG自動車
6	方向指示器	58	突入防止装置	111	タンク自動車のロールオーバー
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	59	交換用消音器	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
8	ハロゲン前照灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
9	騒音(三輪車)	61	外部突起(商用車)	114	後付エアバック
10	電波妨害抑制装置	62	施錠装置(二輪車)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
11	ドアラッチ及びヒンジ	63	騒音(モペッド)	116	盗難防止装置
12	ステアリング機構	64	応急用予備走行装置	117	タイヤ単体騒音
13	制動装置	65	特殊警告灯	118	バス内装難燃化
13H	制動装置(乗用車)	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	119	コーナリングランプ
14	シートベルト・アンカレッジ	67	LPG車用装置	120	ノロート馬力測定法
15	排出ガス規制	68	最高速度測定法	121	コントロール・テルテル
16	シートベルト	69	低速車の後部表示板	122	ヒーティングシステム規則
17	シート及びシートアンカー	70	大型車後部反射器	123	配光可変型前照灯
18	施錠装置(四輪車)	71	農耕用トラクタの視界	124	乗用車ホイール
19	前部霧灯	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	125	直接視界
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	73	大型車側面保護	126	客室と荷室の仕切り
21	内部突起	74	灯火器の取付(モペッド)	127	歩行者保護
22	ヘルメット及びバイザー	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	128	LED光源
23	後退灯	76	前照灯(モペッド)	129	新幼児拘束装置
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	77	駐車灯	130	車線逸脱警報装置
25	ヘッドレスト	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
26	外部突起(乗用車)	79	かじ取装置	132	排ガスレトロフィット
27	停止表示器材	80	シート(大型車)	133	リサイクル
28	警音器	81	後写鏡(二輪車)	134	水素燃料電池自動車
29	商用車運転席乗員の保護	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
30	タイヤ(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	136	電気自動車(二輪車)
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	84	燃費測定法	137	フルラップ前突時乗員保護
32	後部衝突における車両挙動	85	馬力測定法	138	車両接近通報装置
33	前方衝突における車両挙動	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
34	車両火災の防止	87	デイトイランニングランプ	140	ESC(横滑り防止装置)
35	フットコントロール類の配列	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	141	タイヤ空気圧監視装置
36	バスの構造	89	速度制限装置	142	タイヤ取付
37	白熱電球	90	交換用ブレーキライニング	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
38	後部霧灯	91	側方灯	144	事故自動緊急通報装置
39	スピードメーター	92	交換用消音器(二輪車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
40	排出ガス規制(二輪車)	93	フロントアンダーランプトラクタ	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
41	騒音(二輪車)	94	オフセット前突時乗員保護	147	連結装置(農耕用)
42	バンパー	95	側突時乗員保護	148	信号灯火に係る規則
43	窓ガラス	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	149	照射灯火に係る規則
44	幼児拘束装置	97	警報装置及びイモビライザ	150	反射器に係る規則
45	ヘッドランプ・クリーナー	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	151	側方衝突警報装置
46	後写鏡	99	ガスディスチャージ光源	152	衝突被害軽減制動制御装置
47	排出ガス規制(モペッド)	100	電気自動車	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
48	灯火器の取付け	101	乗用車のCO2排出量と燃費	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	102	連結装置	155	サイバーセキュリティ
50	灯火器(二輪車、モペッド)	103	交換用触媒	156	ソフトウェアアップデート
51	騒音	104	大型車用反射材	157	自動車線維持機能

○大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について (依命通達) の一部改正について 新旧対照表

制 定 平成9年3月28日 自技第35号  
 最終改訂 令和2年12月25日 国自基第128号  
 国自整第245号

改 正 後	現 行
<p>1～20 (略)</p> <p>21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道等移動専用自動車</p> <p>専ら道路 (専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。 ) の上を移動させること <u>又は道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第77条第1項第1号に掲げる行為をすること</u> を目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>① 長さ一・五メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。</p> <p>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。</p> <p>③ 乗車定員が一人のものであること。</p> <p>22～27 (略)</p>	<p>1～20 (略)</p> <p>21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道等移動専用自動車</p> <p>専ら道路 (専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。 ) の上を移動させることを目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>① 長さ一・五メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。</p> <p>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。</p> <p>③ 乗車定員が一人のものであること。</p> <p>22～27 (略)</p>

令和3年 2月17日  
自動車局  
審査・リコール課

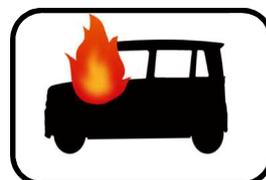
## 発炎筒の誤使用に注意！ ～車両火災になることがあります～

駐車中に幼児が発炎筒をさわっているうちに発火させ、車に燃え移り全焼する事故がありました。お子さまが誤って発炎筒を使用した場合、やけどなどで負傷したり、車に燃え移り火災が発生したりするおそれがあり大変危険ですので、くれぐれもお子さまがさわることがないようにご注意ください。

国土交通省では、再発防止の観点から注意啓発用チラシ(別紙)を作成し、HPに掲載するとともに関係団体を通じてユーザーに注意喚起と周知徹底を図ることとしました。

### ● 発炎筒の使用上の注意

- **お子さまには、絶対にさわらせないでください。**  
いたずらなどで発火するおそれがあり、大変危険です。
- **燃料などの可燃物の近くで使用しないでください。**  
引火して、やけどなどにより、重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **点火は必ず車外で行ってください。**また、使用中は、顔や身体に近づけないでください。やけどなどにより重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **トンネル等の煙がこもる様な場所で使用しないでください。**煙で視界が悪くなり、他車の走行の妨げとなり事故をまねくおそれがありますので、トンネル等では非常点滅表示灯等<sup>\*</sup>を使用してください。



※火気を使用しないLEDを用いた非常信号用具も発炎筒の代わりに使用することが可能です。

問い合わせ先:

国土交通省自動車局審査・リコール課 竹村、西野、渋谷

代表:03-5253-8111(内線)42352

直通:03-5253-8597、FAX:03-5253-1640

【添付資料】

注意啓発用チラシ

# 発炎筒の誤使用に注意！ ～車両火災になることがあります～

駐車中に幼児が発炎筒をさわっているうちに発火させ、車に燃え移り全焼する事故がありました。お子さまが誤って発炎筒を使用した場合、やけどなどで負傷したり、車に燃え移り火災が発生したりするおそれがあり大変危険ですので、くれぐれもお子さまがさわることがないようにご注意ください。

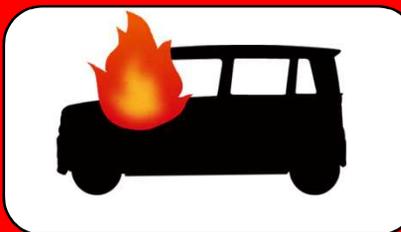
## 発炎筒の使用上の注意



- お子さまには、絶対にさわらせないでください。いたずらなどで発火するおそれがあり、大変危険です。



- 燃料などの可燃物の近くで使用しないでください。引火して、やけどなどにより、重大な障害を受けるおそれがあり危険です。



- 点火は必ず車外で行ってください。また、使用中は、顔や身体に近づけないでください。やけどなどにより重大な障害を受けるおそれがあり危険です。



- トンネル等の煙がこもる様な場所で使用しないでください。煙で視界が悪くなり、他車の走行の妨げとなり事故をまねくおそれがありますので、トンネル等では非常点滅表示灯等※を使用してください。



※火気を使用しないLEDを用いた非常信号用具も発炎筒の代わりに使用することが可能です。



令和3年3月9日  
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角度	<p>上向き10°～ 下向き10°</p>	<p>上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下</p>	<p>上向き25°～ 下向き15° 1.2m超</p>	<p>上向き40°～ 下向き15°</p>
フレーム*	<p>左向き10°～ 左右向き0°</p>	<p>左向き5°～左右向き0°</p>		<p>左右向き0°</p>
ボルトカバー*	<p>●幅*2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ●厚さ*3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ●脱落するおそれのないもの</p>	<p>●上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下（幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下） ●日本123に45-67 ●左右 幅が18.5mm以下、厚さ30mm以下 ●下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下</p>		<p>禁止</p>

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639



国自整第8号の4  
令和3年4月9日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための  
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定とされておりますが、今般、ワクチン接種事務の主体となる地方自治体において、貸切バス事業者の貸切バスを新型コロナワクチン接種会場として活用される際の、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても了知頂くとともに、貴会会員事業者に対して、周知及び協力を依頼して頂くようお願いいたします。

別添

国自整第8号

令和3年4月9日

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための  
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第67条第1項中「その事由があつた日から15日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から15日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

## 1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

## 2. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

## 3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

**車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します**

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

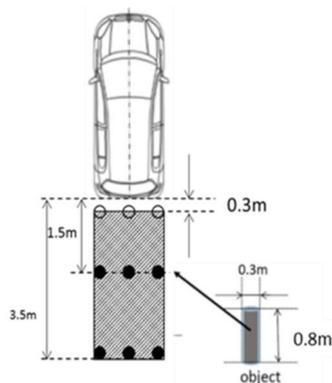
自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

**1. 保安基準等の主な改正項目**（詳細は別紙参照）

道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- (1) 車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。
- (2) ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、①冠水走行等の水に対する暴露試験や、②電気システムに異常が発生した場合に運転者に対して警告する要件等を追加する。



装置に求められる確認範囲  
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例  
(日産セレナ)

**2. 公布・施行**

公布：令和3年6月9日

施行：令和3年6月9日

ただし、1. (1)に係る部分は令和3年6月10日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、野崎

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択された。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則（第 100 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車（二輪自動車等を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時車両直後確認装置を備えなければならないこととする。
- ② 乗用車等の座席の、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験を導入し、及び静的試験の要件を強化する。
- ③ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く。）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加し、前面及び側面衝突試験時の要件を強化する。
- ④ 車載式燃料・電力消費等測定装置を搭載し、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができればならないこととする。

### (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、後退時車両直後確認装置の基準に適合することを証する書面を加える。

### (3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 158 号に基づき認定された後退時車両直後確認装置を追加する。
- ③ 協定規則第 17 号等が改訂されたため、規則番号について変更を行う。

#### **(4) 共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号が改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

#### **(5) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、後退時車両直後確認装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

#### **(6) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

(1)①の改正について令和 4 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

#### **(7) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

### **3. スケジュール（予定）**

公 布：令和 3 年 6 月 9 日

施 行：令和 3 年 6 月 9 日

ただし、2. (1)①、(3)①②、(4)及び(5)に係る部分は令和 3 年 6 月 10 日とする。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和3年(2021年)6月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和3年(2021年)6月現在、装置ごとに160の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和3年(2021年)6月現在、乗用車の制動装置、警音器等の94の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年6月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテル
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトタイムランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置		
46	後写鏡	103	交換用触媒		
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材		
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

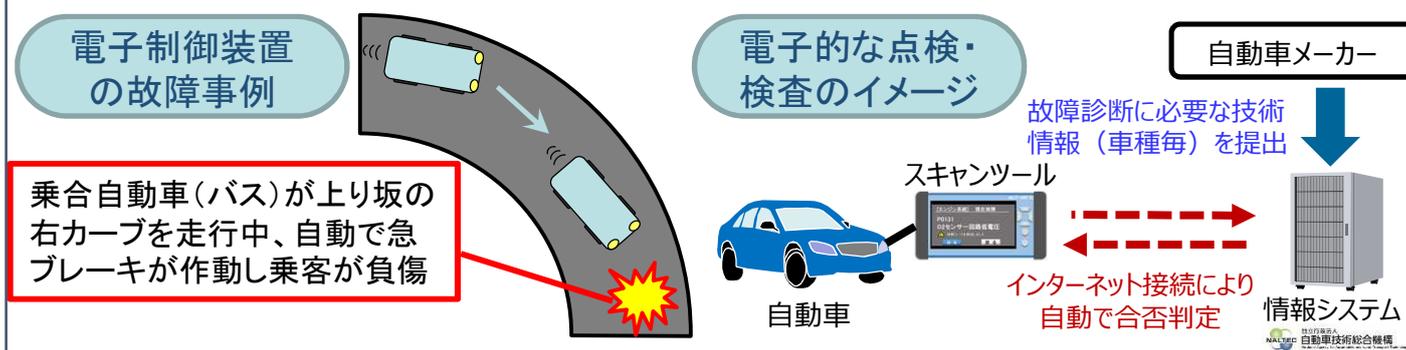
## 令和3年10月1日より

### 概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

### 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要な、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



### よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



# 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

# 技術情報管理手数料の納付方法について

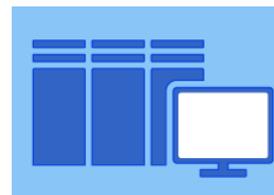
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## 1. 登録車

### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>※1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 窓口において自動車審査証紙<sup>※2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



## 2. 軽自動車

### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>※3</sup>によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>※4</sup>でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

## － 審査事務規程の一部改正について（第33次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
  - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72の2、7-72の2、8-72の2]
  - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
  - 長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない最高速度60km/h以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第6章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を40km/hとすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。  
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
  - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添10]
2. 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添2]
  - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
4. 施行は令和2年12月15日（ただし、2.の改正については令和3年4月1日より義務づけ）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先  
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441（代表）  
FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程の一部改正について（第34次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

◆ 押印等の廃止に伴う見直し等

政府の規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされているところであり、この政府方針を踏まえ、各種届出書の様式で規定している押印又は署名を廃止します。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）について一部改正を行います。

・別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（21項目）】

(1)	TRIAS 32-R053-01	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
(2)	TRIAS 32-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））
(3)	TRIAS 33-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（前部霧灯））
(4)	TRIAS 33(2)-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯））
(5)	TRIAS 33(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯））
(6)	TRIAS 34-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（車幅灯））
(7)	TRIAS 34(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（前部上側端灯））
(8)	TRIAS 34(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯））
(9)	TRIAS 35(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯））
(10)	TRIAS 36-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯））
(11)	TRIAS 37-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（尾灯））
(12)	TRIAS 37(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部霧灯））
(13)	TRIAS 37(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（駐車灯））
(14)	TRIAS 37(4)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯））
(15)	TRIAS 38(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器））
(16)	TRIAS 39-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（制動灯））
(17)	TRIAS 39(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（補助制動灯））
(18)	TRIAS 40-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後退灯））
(19)	TRIAS 41-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（方向指示器））
(20)	TRIAS 43(4)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第150号（停止表示器材））
(21)	TRIAS 48-R157-01	自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

### 【一部改正する試験項目（10項目）】

- |      |                      |                            |
|------|----------------------|----------------------------|
| (22) | TRIAS 08-003(1)-02   | 燃料消費率試験（重量車（2025年度燃費基準対応）） |
| (23) | TRIAS 11-R079-03     | かじ取装置試験（協定規則第79号）          |
| (24) | TRIAS 11-J008R062-01 | 二輪自動車等の施錠装置試験              |
| (25) | TRIAS 12-R078-04     | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）      |
| (26) | TRIAS 18-R026-02     | 外部突起試験（協定規則第26号）           |
| (27) | TRIAS 30-R051-01     | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）     |
| (28) | TRIAS 31-J041(4)-03  | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード）    |
| (29) | TRIAS 43(8)-R144-01  | 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第144号）    |
| (30) | TRIAS 43(9)-R151-01  | 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）      |
| (31) | TRIAS 44-R046(2)-02  | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第46号） |

・その他、所要の改正を行います。

## 2. 関係する省令等

### 【省令】

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和元年10月15日国土交通省令第40号）〔(2)～(20)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年9月25日国土交通省令第78号）〔(1)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年12月25日国土交通省令第100号）〔(21)関係〕

### 【告示】

- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年10月16日国土交通省告示第1175号）〔(28)関係〕
- ・自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示（平成31年3月29日国土交通省告示第464号）〔(22)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年10月15日国土交通省告示第714号）〔(2)～(20)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年9月25日国土交通省告示第1021号）〔(1)、(23)、(24)、(26)、(27)、(29)、(30)、(31)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）〔(21)、(23)、(25)関係〕

## 3. 施行日（予定）

1. (1) 関係：令和2年12月25日
1. (2) 中(21)、(23)、(25)以外：改正省令・告示の公布日（令和2年12月25日）
1. (2) 中(21)、(23)、(25)関係：改正省令・告示の施行日（令和3年1月22日）

## － 審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
  - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
  - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
  - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
  - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
  - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
  - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]

- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について [別添 3]
- 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
  - WVTA ラベル等の審査の厳格化
  - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
  - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

## 2. 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]
- ② 外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正 [別表 2]
- ③ その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先  
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441（代表）  
FAX 03-5363-3347

# 新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。  
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
- ③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

## ■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn0000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

## 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

### ■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあつては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあつては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であつて積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

#### 1. 協会の業務等

##### (1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

##### (2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

##### (3) 業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで

検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

##### (4) ユーザー車検予約システム (平成27年1月30日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3818-8669

徳島事務所 050-3818-8670

愛媛事務所 050-3818-8671

高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が  
必要です。

# お願い

構内・検査コースの  
事故防止について

## 運転ミスに注意！

誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの  
操作ミスによる衝突事故が  
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの  
配置が近い車両は  
より注意深く操作する  
必要があります。



車台番号及び原動機型式の確認の  
際は、エンジンを停止させ、受検さ  
れる方がボンネットを開閉し、支持  
棒によりボンネットを支持させるよ  
うにお願いいたします。



# お願い

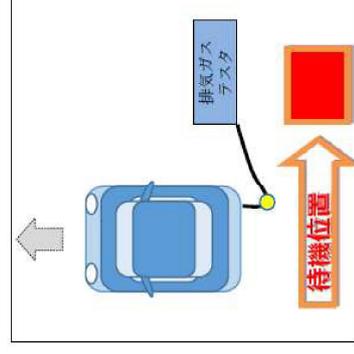
リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。

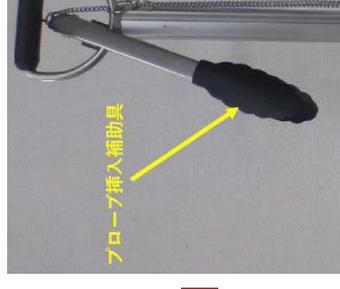


## 排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻して下さい。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



# お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



例

1. 電源投入時に警報を発するもの
  2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
  3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの
- 1～3を全て満たす事が必要になります**

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に掲げるものはいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、発する警報を運転席において容易に判断できないもの

乗用	適用年月日
新型自動車	平成12年10月1日～ 適用(OBD) 平成20年10月1日～ 適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 平成14年9月1日～ 適用(OBD) 平成22年9月1日～ 適用(OBD II)
貨物	
新型自動車	平成14年10月1日～ 適用(OBD) 平成20年10月1日～ 適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 平成15年9月1日～ 適用(OBD) 平成22年9月1日～ 適用(OBD II)

お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

**積載物は  
降ろして  
受検して  
下さい。**



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

**皆様のご協力をお願いいたします。**

# お知らせ

## 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ

④ABS

⑤原動機



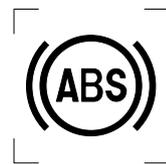
(例)



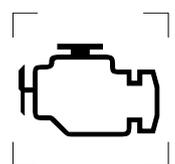
(例)



(例)



(例)



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

## ○ 受検者の禁止事項

### 受検者の皆様へ

自動車検査場においては、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を指示することがあります。

なお、これに応じない場合には、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご承知ください。

- ① 暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定及び説明等を強要しないこと。
- ② 検査を受ける自動車の運転者(1名に限る)以外の者は入場しないこと。
- ③ 検査コース内において、歩行速度以上の速度で通行しないこと。
- ④ 検査コース内において、整備等しないこと。
- ⑤ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ⑥ 座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
- ⑦ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
- ⑧ 拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
- ⑨ その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。
- ⑩ 検査中及び検査コース等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑪ 検査担当者の許可なく検査コース内の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑫ 検査コース内において、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑬ 現車検査中の検査担当者に対して、検査担当者の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

軽自動車検査協会

## ○受検時の指示事項

### 受検者の皆様へ

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査担当者から検査時において、受検者に対し指示が行われます。

なお、受検者がこれに従わなかった場合には、受検車両の検査を行わないことをご承知ください。

### 「受検に際して必要な指示事項」

- ① 持込検査中は軽自動車検査票を保持すること。
- ② 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態とすること。
- ③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
- ④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
- ⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
- ⑥ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
- ⑦ 窓ガラスは取外された状態でないこと。
- ⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。
- ⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
- ⑩ 窓ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- ⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑮ 検査機器の表示器による表示(音声案内を含む)又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑰ 検査が終了した場合には、軽自動車検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口へ提出すること。
- ⑱ 走行距離計は総走行距離を表示した状態とすること。
- ⑲ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑳ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ㉑ 検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ㉒ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ㉓ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ㉔ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

軽自動車検査協会

## ○ 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

(1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

### ① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け(指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。)
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。)、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器(審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあつては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)

### ② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含む。)であつて、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火(審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等(反射器を除く。))及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。)であつて、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されていないもの

### ③ 装置又は部品の補修

- ア 粘着テープ類(自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの
- オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
- カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

### ④ 車体又は装置への表示

- ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類(表示を目的として製作されたステッカーを除く。)に記入されているもの
- イ 表示された内容が容易に消えるもの
- ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの(審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。)

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であつて、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

軽自動車検査協会

# お知らせ

## すれ違い用前照灯（ロービーム）の 計測手法を見直し

### 平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

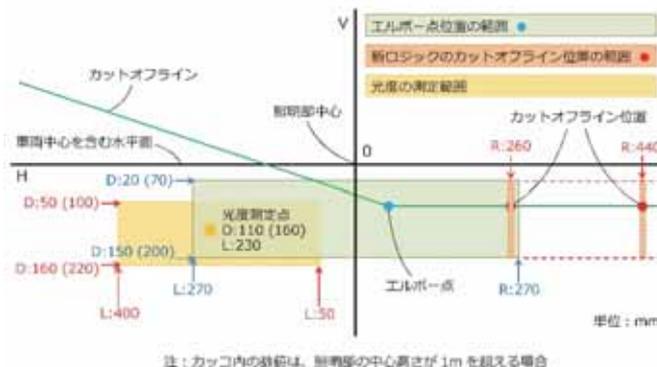
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

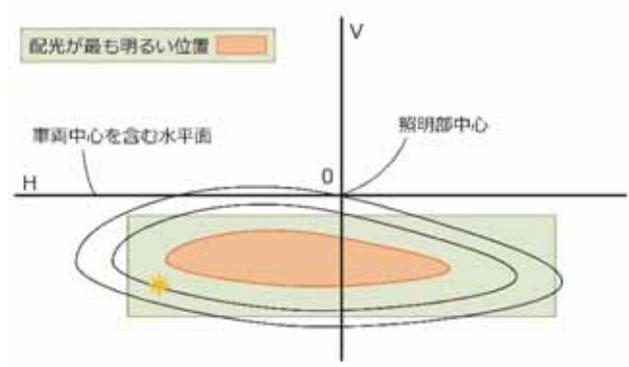
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、**必ず右側及び左側の両方を計測**します。
- (2) (1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の **又は** に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注: すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、**走行用前照灯の計測は行いません。**)

エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置(新ロジックの計測位置)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



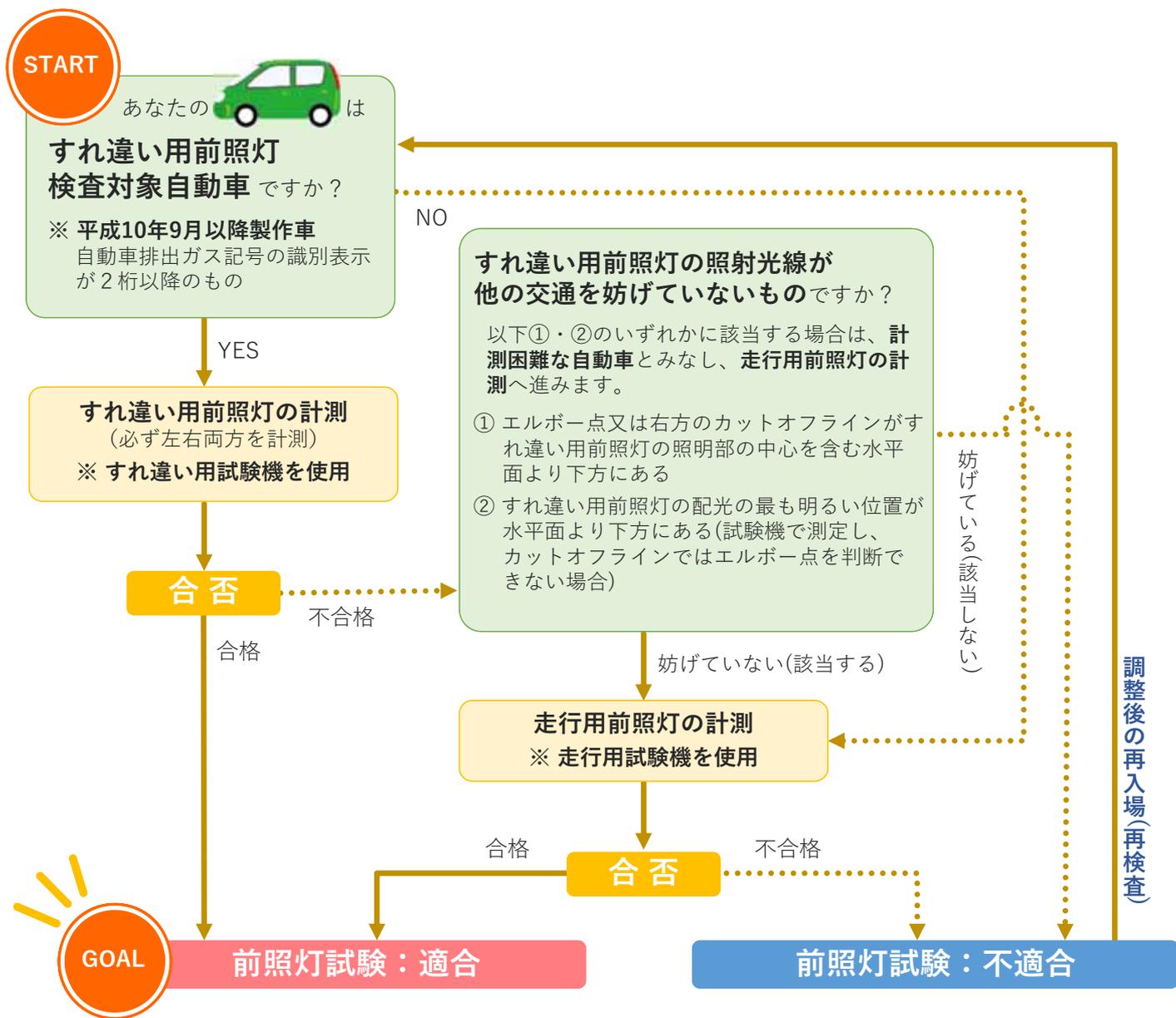
配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。)



新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



# 検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力をお願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。  
ご理解・ご協力をお願いいたします。  
なお、検査は通常と変わりません。

### ○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

### ○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。  
なお、検査の判定方法に変更はありません。

### ○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

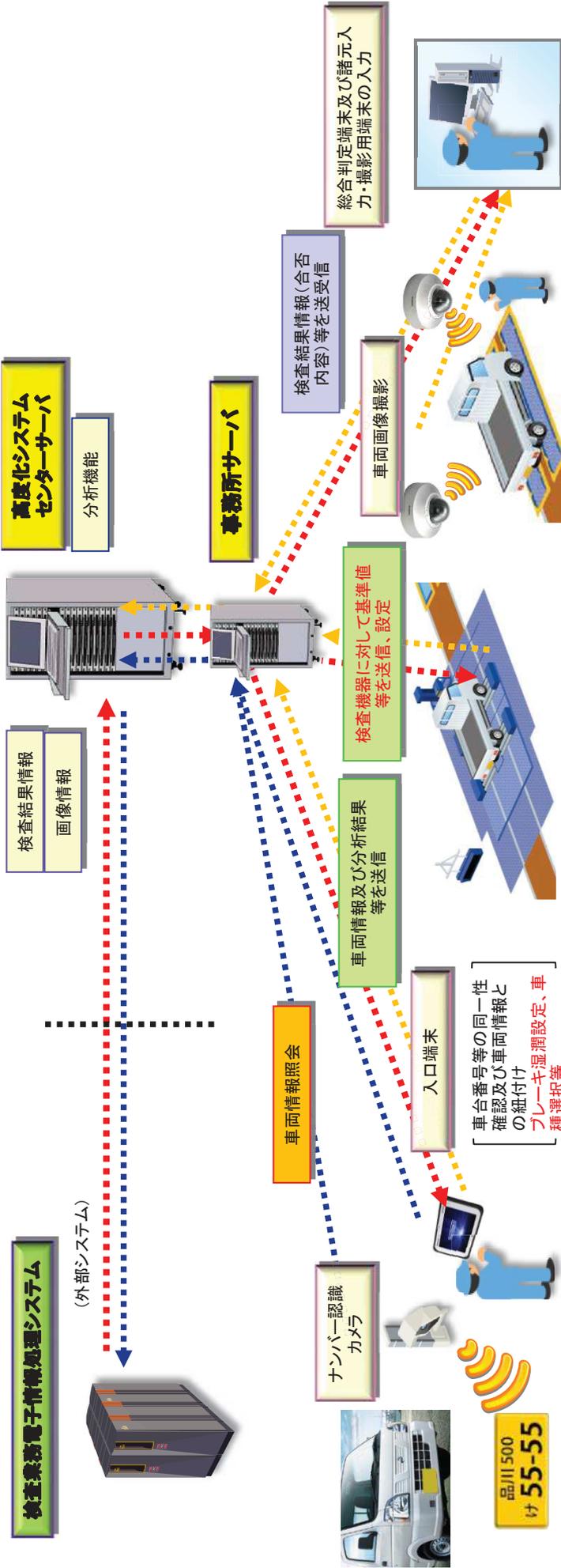
- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づいた的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



# 軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

## 安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
<ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所間の再検査の再検査率が低いかに観察する。</li> <li>測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。</li> <li>検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。</li> <li>E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省はH30年度に指定整備事業者には様変更に伴った車両の画像データを提供する予定。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎の不具合を分析する。</li> </ul> 



## 安全・環境対策

## 利便性向上

## 職員支援

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止	利用者利便の向上	検査職員を支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所で試行中)。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。</li> <li>機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査票をペーパーレス化する。</li> <li>タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。</li> <li>業務量集計業務の簡素化。</li> <li>フレキシブル切替、車種選択の簡素化。</li> <li>検査に不具合があれば一々検案により速やかに対象車両を特定。</li> </ul> 

# お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に  
諸元測定した車両については、写真撮影を  
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日  
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

## 2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

## 2-21-2 改造部位等の画像の取得

（1）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（2）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

ナンバープレート

## 《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、  
現車の車台番号  
自動車検査証の車台番号  
車両番号

が同一であるかを確認して下さい。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お知らせ

## 申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会HPよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きでお困りの際は、  
軽自動車検査協会  
手続きナビ

よくあるご質問(FAQ)

で解決できます。



### 手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> 手続きナビはこちら



### お知らせ

三一路

▶2018.04.27

【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます

▶2018.02.26

【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました

▶2018.02.26

【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、**関連するOCRシート**に**証明書指示欄**及び**□チェックの欄**が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに**新規検査**、**継続検査**、**予備検査（保安基準適合証のみ）**、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

## <電子保適証を利用しない場合>

保安基準適合証の**電子化を利用せずに**、これまでと同様に申請される場合には、**証明書指示欄に「1」**を記載してください。

94 証明書指示

1

- 1 保・自提出
- 2 保適証提出
- 3 自賠償提出

## <電子保適証を利用する場合>

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□に**チェック（レ）が必要**です。

94 証明書指示

□  
記入しない

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。  
 保安基準適合証

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

# 持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

## 対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）
- ・予備検査（中古に限る）
- ・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

## 新規検査・予備検査（軽第1号様式）

The form shows various fields for inspection details. A yellow callout box highlights the 'Certification Number' (認証番号) field, which is a 10-digit code. Below the callout, two notes are provided: (注1) 実際を受検した認証工場の認証番号を記入してください。 (注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。 The '整備工場コード' (Inspection Shop Code) field is also highlighted with a yellow box and a dashed arrow pointing to the callout box.

## 継続検査（軽専用第2号様式）

The form shows fields for continuation inspection. A yellow callout box highlights the '整備工場コード' (Inspection Shop Code) field, which is a 10-digit code. Below the callout, a note is provided: ※指定工場で車検を実施した場合は、従来のおり「指定番号」での記入になります。 The '車台番号' (Chassis Number) field is also highlighted with a yellow box and a dashed arrow pointing to the callout box.

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のおり「指定番号」での記入になります。

# 2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・  
自動車重量税の  
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

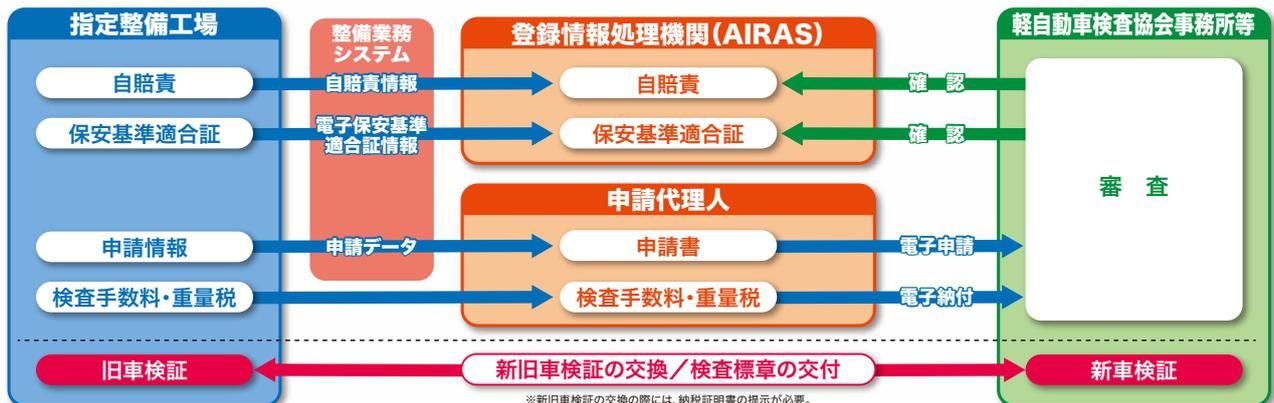
保安基準  
適合証情報

自賠償情報



軽自動車保有関係手続の

## ワンストップサービス





軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

## 軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

### 1. 申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

### 2. 保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

### 3. 検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

### 4. 事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



## 来所される皆様へのお願い

### 構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



**軽自動車検査協会**

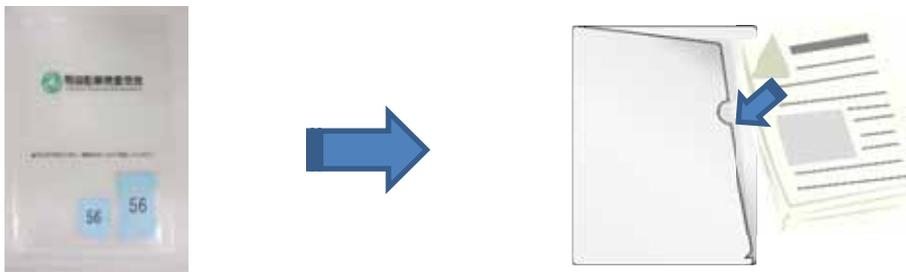
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## 申請者の皆様へ

# ご協力をお願い

皆様の書類を確実にお預かりするため、窓口申請書類をご提出される際は下記の3点にご協力をお願いします。

1. 申請書類を備え付けのクリアファイルに入れてください。



2. 備え付けのチェックシートに番号札の番号及び申請件数を記入しクリアファイルに入れて窓口にお出してください。

※2件以上の申請書類を窓口提出される場合には、ご記入願います。

番号札 番

申請件数チェックシート



新車新規検査		件 中古新規検査		件
予備検査		件 予備検査換		件
構造等変更検査		件 継続検査		件

3. 番号札を持ってお待ちください。(番号札の番号でお呼びします。)

お問い合わせは軽自動車検査協会までお願いします



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法

## 検査協会HPトップ

※令和2年2月3日9時HP公開

地方版図柄入り  
サンバードプレート

詳細はこちら

重要なお知らせ

車検の予約

次回自動車重量税額照会サービス

## 検査予約システムトップページ

※令和2年2月3日9時公開

軽自動車検査予約システム

ログイン

9時から21時まで利用できます。  
(土日祝も利用可。)

次回自動車重量税額照会サービス

お知らせ

次回自動車重量税額照会



# 次回自動車重量税額照会サービスへの利用方法



### トップ画面

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー

お知らせ

2021/04/01	令和3年度税額決定料の納付
2021/02/19	3月28日(日)メンテナンス作業のお知らせ
2020/07/27	8月15日(土)メンテナンス作業のお知らせ
2020/02/03	次回自動車重量税額照会サービス開始のご案内

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
(ご利用可能時間 9:00~21:00)

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら  
<https://www.nextmet.milk.jp.jp>

82

照会画面へ

①照会画面をクリック

### 照会画面

初めの方 よくあるご質問

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査番号に認識されている車台番号の表紙を入力してください。  
○車台番号が英数字のみの場合

11111111 (11桁数字)

2. 検査予定日 (排気支障等で期限検査等の手続きを行う予定日) (必須)

2019/10/08 (日付)

照会

②車台番号、検査予定日  
を入力。  
※車台番号、検査予定日  
の入力は必須となります。

③照会をクリック

### 照会結果画面

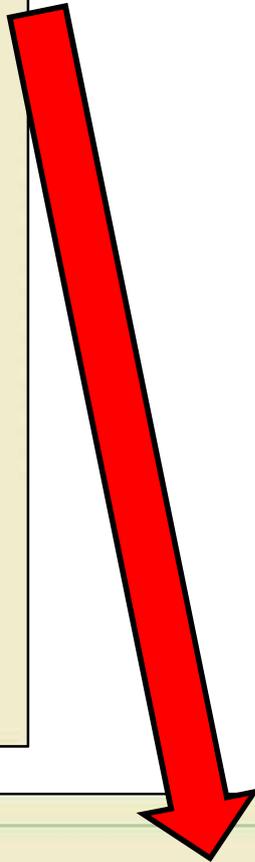
初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

自動車重量税額 (円)

5,000

戻る

④入力された、車台番号  
と検査予定日をもとに、  
照会結果が表示されます。



## 自動車特定整備事業者の遵守事項について

### 四国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課



#### ● 自動車特定整備事業者の遵守事項



自動車特定整備事業者は、自動車の特定整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。道路運送車両法(以下、「法」という。)には、自動車特定整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- ・公衆の見やすいように標識を掲げなければならない。(法第89条)
- ・特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。(法第90条)
- ・特定整備記録簿を備え、必要事項を記載し、その写しを使用者に交付し、その記載の日から2年間保存しなければならない。(法第91条)
- ・認証基準に適合するように設備を維持し、従業員を確保しなければならない。(法第91条の2)

自動車特定整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他整備事業の適正な業務運営を確保するために法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令で定められた事項を遵守する必要があります。

### 道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

#### ①点検整備料金の揭示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

#### ②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

#### ③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

#### ④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

### 道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

#### ⑤電子制御装置整備の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

#### ⑥エーミング作業の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

#### ⑦整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次に掲げる事業場の区分に応じ、次に定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること。ただし、当該事項を統括管理する者(以下、「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場(ハを除く。)…1級又は2級自動車整備士

ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハを除く。)…1級自動車整備士(二輪除く)又は1級二輪自動車整備士、2級自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士であつて支局長等が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場…1級自動車整備士(二輪除く)又は1級二輪自動車整備士若しくは2級自動車整備士であつて支局長等が行う講習を修了した者

### 道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

#### ⑧整備主任者研修の受講

整備主任者であって次に掲げるものに運輸支局長等が行う研修を受けさせること。

- イ 整備主任者として新たに届け出た者
- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

#### ⑨フロン類の大气放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

#### ⑩共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

# 景品表示法は、 良い商品・サービスを 安心して選べる環境を守ります。

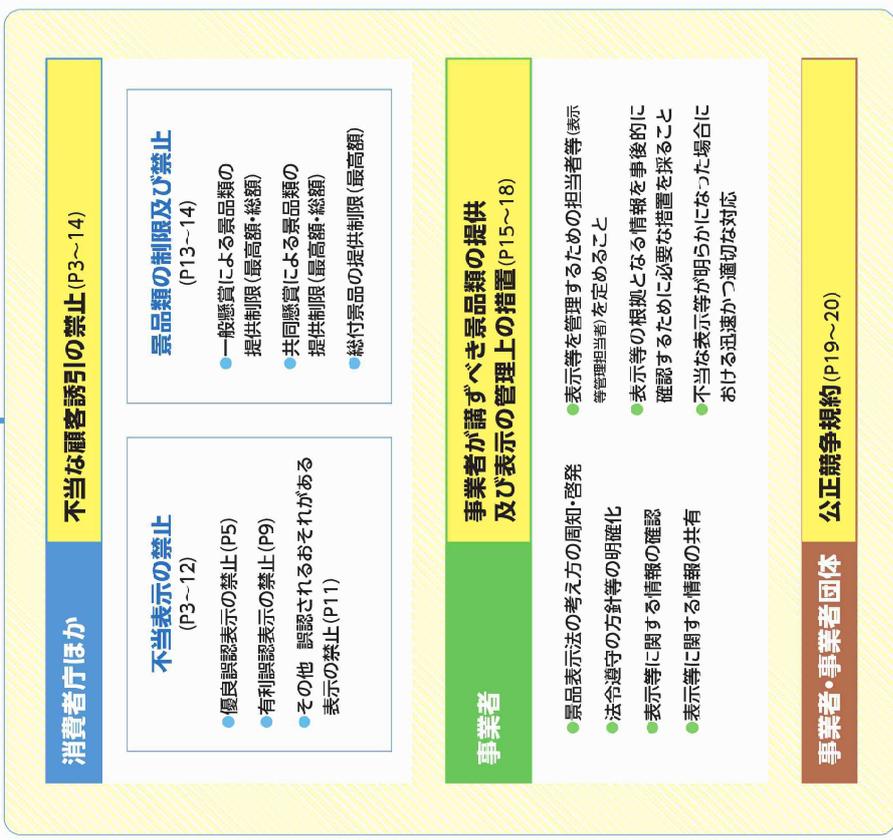


消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良い商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

## 景品表示法の概要

景品表示法の目的  
— 一般消費者の利益の保護



自主的かつ合理的に、  
良い商品・サービスを選べます。

# 不当表示の禁止



## 景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示(不当表示)を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意、過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて  
3つの種類があります。

### 優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

### 有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

### その他誤認されるおそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態(いわゆる食品表示等問題)が発生しました。

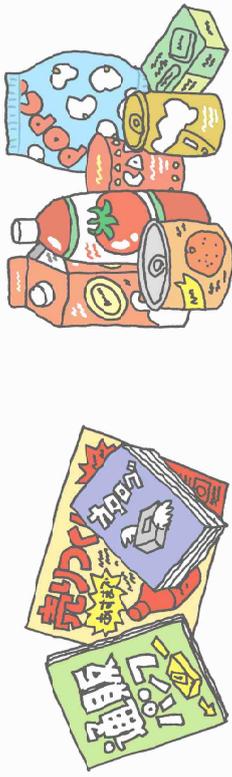
この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方(※)を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置(15ページ)が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことにより行政の監視指導態勢の強化(21ページ)が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度(22ページ)が導入されました。

(※)詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」(平成26年3月28日 消費者庁)をご覧ください。  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums\\_5.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf)

## 表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

### 表示の例



容器、パッケージ、ラベル



ディスプレイ(陳列)、実演広告



ポスター、看板

チラシ・パンフレット、カタログ



ダイレクトメール、ファクシミリ広告



新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



セールストーク(訪問・電話)



インターネット上の広告、メール

# 「優良誤認表示」とは？

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると誤認される表示です。

## 優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品質	規格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができます。等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容されるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良である」と一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

簡単にいうと、「これとつっても良い品質(規格、内容)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示の事です!



合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

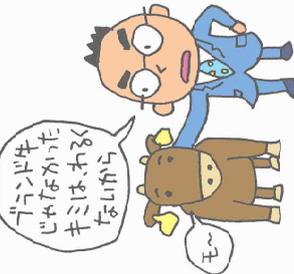
消費者庁は優良誤認表示に当たると判断するため必要と認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7~8ページの「不実証広告規制」とは?をご覧ください。

### 食品

#### 牛肉のブランド

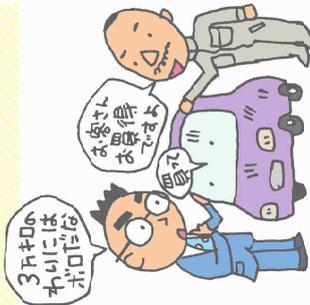
実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



### 自動車

#### 中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



### 予備校

#### 予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



### LED電球

#### LED電球の明るさ

実際には、全光束(光源が全ての方向に放出する光束の総和)が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形のものよりも大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



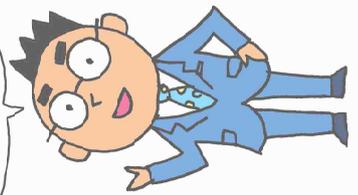
### コピー用紙

#### コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙/リブレの割合(古紙配合率)が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



## 価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示に当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面があります。比較対照価格の内容については適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日 公正取引委員会）をご覧ください。  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/00121premiums\\_35.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/00121premiums_35.pdf)



## 通信 携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あなたが最も安い「自社が最も安い」かのように表示。



## 住宅用 太陽光発電 システム

## 太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あなたが毎月定額売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。



## 食品 商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あなたも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。



## 歯列矯正 サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あなたも、初診料や検査診断料などとして記載された「○○円」だけをサービス利用できるかのように表示。



## 家電量販店の販売価格

## 家電用 電化製品

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



## Q 不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

**A** 「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されてきた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいづつの時点での程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた」と価格に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的な価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事実ごとに検討されることとなりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セールの開始時点から選る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売された」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たさず場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

# その他 誤認されるおそれのある表示

## とは?

優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

### 景品表示法に基づいて、6つの告示が定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応することのできない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。

まざらわしい表示は、正しい判断ができなくなるからね



1

### 無果汁の清涼飲料水等についての表示

(昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号)

無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5%未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であることを又は果汁若しくは果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- 果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- 果実の絵、写真、図案の表示
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)



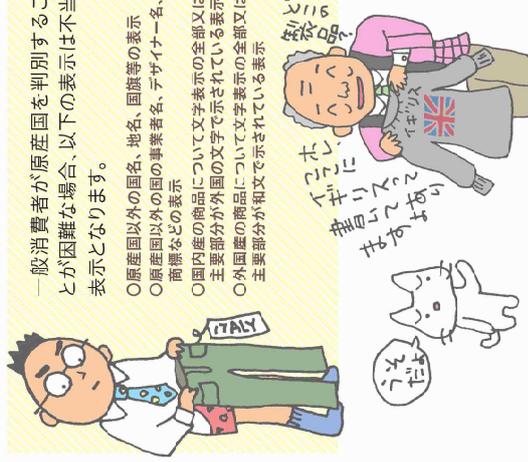
2

### 商品の原産国に関する不当な表示

(昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号)

一般消費者が原産国を判断することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- 原産国以外の国の国名、地名、国旗等の表示
- 原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示



3

### 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号)

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 日歩、月利等年率で以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 融資費用の額の表示
- 返済事例による融資費用の表示
- 融資費用の一部についての年率による率の表示



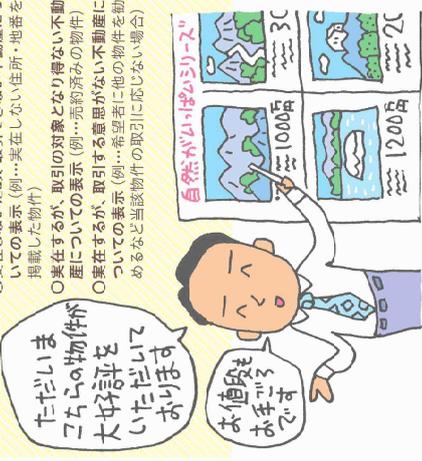
4

### 不動産のおとり広告に関する表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号)

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 存在しないため、取引できない不動産についての表示(例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- 存在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示(例…売却済みの物件)
- 存在するが、取引する意思がない不動産についての表示(例…希望者に他の物件を勧めめるなど当該物件の取引に依りない場合)



5

### おとり広告に関する表示

(平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号)

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 取引を行うための準備がなされていないなど取引に際しすることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- 商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示

大好評のため品切れとなりまして、他の商品をご利用いただけます!!



6

### 有料老人ホームに関する不当な表示

(平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)

有料老人ホームの施設・設備・サービスについての以下の表示は、不当表示となります。

- 入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- 介護サービスを提供する有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- 夜間における専小の介護職員や看護士の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示など

しつかり、だんろん



# 違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令が行われます。

## 事件処理手続の概要

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業主に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

### 措置命令の内容(例)

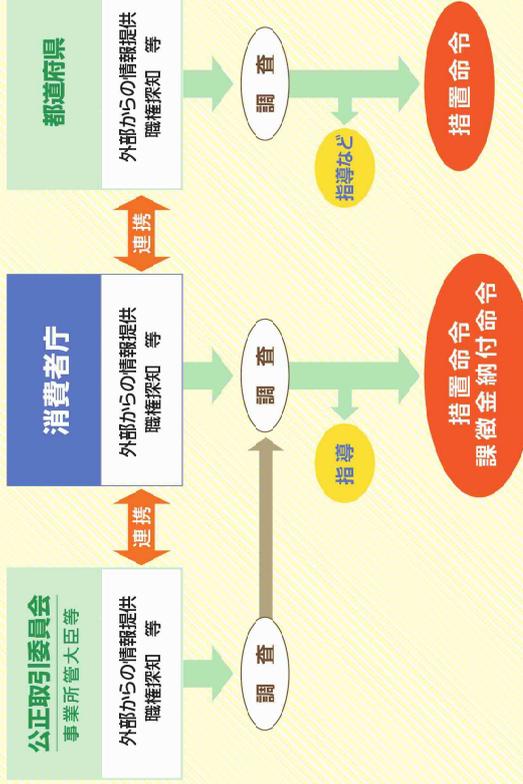
- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと

課徴金納付命令の意義や基本的な要件についての考え方についての詳しい説明は、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令)の基本的要件)に関する考え方」(平成28年1月29日消費者庁)をご覧ください。  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140208premiums\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140208premiums_3.pdf)

また、消費者庁は、違反行為の中でも、課徴金対象行為(右ページを参照ください)をした事業者に対しては、事業者に弁明の機会を付与した上で、金銭的不利益を課す「課徴金納付命令」を行います。

## 景品表示法違反の事件処理手続

※「課徴金納付命令」までの処理手続については右ページをご覧ください。



## 課徴金制度の概要

### 課徴金対象行為

課徴金対象行為とは、商品・サービスの取引について、優良誤認表示又は有利誤認表示をする行為です。

なお、課徴金納付命令との関係でも、不実証広告知令(7~8ページ)が導入されています。措置命令に関する不実証広告知令は、優良誤認表示であると「みなす」というものですが、「課徴金納付命令」に関する不実証広告知令は「推定する」というものであり、その点で異なります。ただし、課徴金納付命令に関する不実証広告知令における「合理的な根拠」の判断基準等は、措置命令に関するものと同様です。

### 課徴金額の算定方法

課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」に3%を乗じた金額が課徴金額となります。

### 課徴金の納付を命じられない場合

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意を怠らなため「相当の注意を怠った者でない」と認められるときや、課徴金額が150万円未満(事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの「売上額」が5000万円未満)であるときは、事業者は課徴金の納付を命じられません。

### 課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を自主的に消費者庁長官に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の2分の1が減額されます。

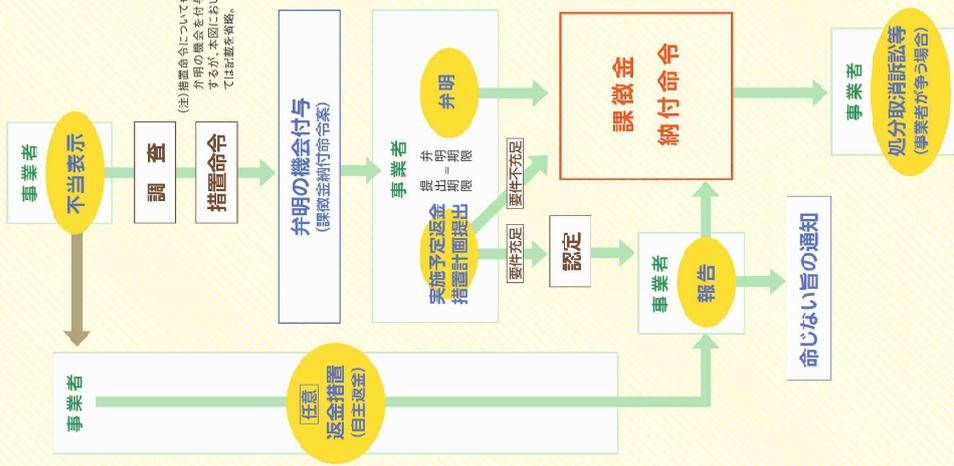
### 返金措置の実施による課徴金額の減額等

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける等、所定の手続に従って消費者に対して返金措置(※)を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合にはその納付を命じません。

※「返金措置」とは、課徴金の対象となる期間に事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付するものです。

## 課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)

(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事業であることが前提。



## 事業者がこれから行う企画の事前相談

### ■ 消費者庁表示対策課 指導係 …………… TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

**ご相談いただく前に、まずはパンフレットや  
消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。**

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

## 景品表示法違反に関する情報提供

### ■ 消費者庁表示対策課(情報管理担当) TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。

(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

### ■ 公正取引委員会事務総局 地方事務所等

#### ● 北海道事務所取引課 …………… TEL.011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

#### ● 東北事務所取引課 …………… TEL.022-225-7096

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

#### ● 中部事務所取引課 …………… TEL.052-961-9423

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

#### ● 近畿中国四国事務所取引課 …………… TEL.06-6941-2175

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

#### ● 中国支所取引課 …………… TEL.082-228-1501

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

#### ● 四国支所取引課 …………… TEL.087-834-1441

〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎

#### ● 九州事務所取引課 …………… TEL.092-431-6031

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

#### ● 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 TEL.098-866-0031

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

## 消費者庁

<http://www.caa.go.jp>

# 中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き

( 令和3年度税制改正対応版 )

## 目次

### 1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく  
支援措置・・・P.1

### 2. 税制措置

#### ① 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要・・・P.2

(2) 適用手続き・・・P.3

A類型：生産性向上設備・・・P.3

B類型：収益力強化設備、D類型  
：経営資源集約化に資する設備  
・・・P.5

C類型：デジタル化設備・・・P.8

② 事業承継等に係る登録免許税・不  
動産取得税の特例

(1) 制度の概要・・・P.13

(2) 適用手続き・・・P.14

② 事業承継等に係る登録免許税・不  
動産取得税の特例

(1) 制度の概要・・・P.15

(2) 適用手続き・・・P.17

### 3. 金融支援

(1) 各種金融支援の概要・・・P.18

(2) 適用手続き・・・P.22

### 4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要・・・P.22

(2) 適用手続き・・・P.23

### 5. ホームページ・問い合わせ先

・・・P.27

# 1. はじめに

## 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認ください。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

- **税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.13～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置（P.15～）を利用することができます。
- **金融支援**・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- **法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

# 2. 税制措置

## 設備の取得に係る税制措置の概要

法人税<sup>(※1)</sup>について、**即時償却又は取得価額の10%<sup>(※2)</sup>の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%)			
	<b>生産性向上設備 (A類型)</b> 生産性が年平均1%以上向上 <b>収益力強化設備 (B類型)</b> 投資利益率5%以上のパッケージ投資		<b>デジタル化設備 (C類型)</b> 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備 <b>経営資源集約化に資する設備 (D類型)</b> 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資	
	<b>3【中小企業投資促進税制 (中促)】</b> 0%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		※商業・サービス業・農林水産業 活性化税制は令和3年3月31日をもって廃止されました	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

## 2. ①中小企業経営強化税制

### (1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】、第68条の15の5【連結法人】

### ① 中小企業者等とは？

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りです。

ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

### ② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

### ③ 一定の設備とは？

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産等設備を構成するもの</li> <li>※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4）</li> <li>・国内への投資であること</li> <li>・中古資産・貸付資産でないこと等</li> </ul>
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「中小企業税制ハンドブックP22」の対象となるソフトウェアを確認してください。

※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

### ④ 指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通算行、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（注4）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

### (2) 適用手続き

#### (2-1) A類型：生産性向上設備

##### 生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

##### 対象設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.4を参照。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※4、6）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。

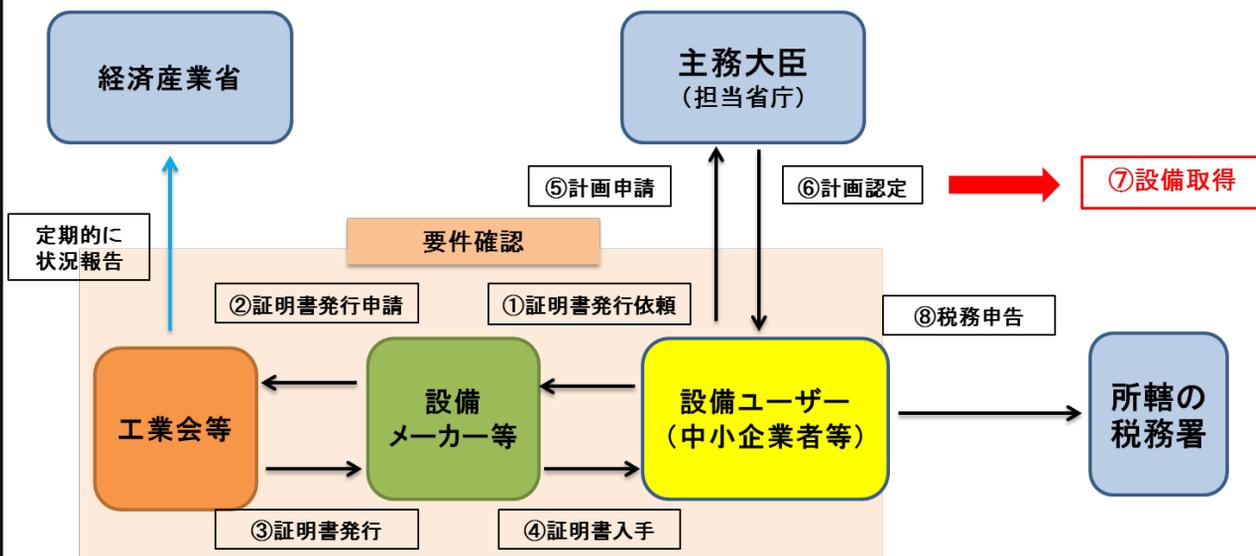
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.23を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するもの96については、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/O4/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 適用手続き（中小企業経営強化税制A類型）



- ▶ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→工業会等による証明書について）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

- ① 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

※②～③は設備メーカーと工業会等とのやりとりです。

- ② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。  
（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- ③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤・⑥ 設備ユーザーは、④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを設備ユーザーに交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

## 2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備  
D類型：経営資源集約化に資する設備

### B類型：収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの  
年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、  
経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された  
投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

### D類型：経営資源集約化に資する設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもので、経営力向上計画  
に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力  
向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設を  
するもの

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが  
見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投  
資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

B類型又はD類型の要件について、いずれも、経済産業局から確認書を取  
得する必要があります。確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れ  
についてはP.6を参照。

共通：  
対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置(※1、5)	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品(※2、6)	全て	30万円以上
建物附属設備(※3、5、6)	全て	60万円以上
ソフトウェア(※4、6)	全て	70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成する98については、本税制措置の対象となります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備  
D類型：経営資源集約化に資する設備

### B類型：投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

### B類型：投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

### D類型：修正ROA又は有形固定資産回転率の計算について

目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定します。

$$\text{修正ROA (変化分)} = \frac{\text{計画終了年度における 営業利益+減価償却費※1+研究開発費※1}}{\text{計画終了年度における総資産※2}} \quad \frac{\text{基準年度※3における 営業利益+減価償却費+研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率 (変化率)} = \frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産※2}} \quad \frac{\text{基準年度※3における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}} \quad \frac{\text{基準年度における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}$$

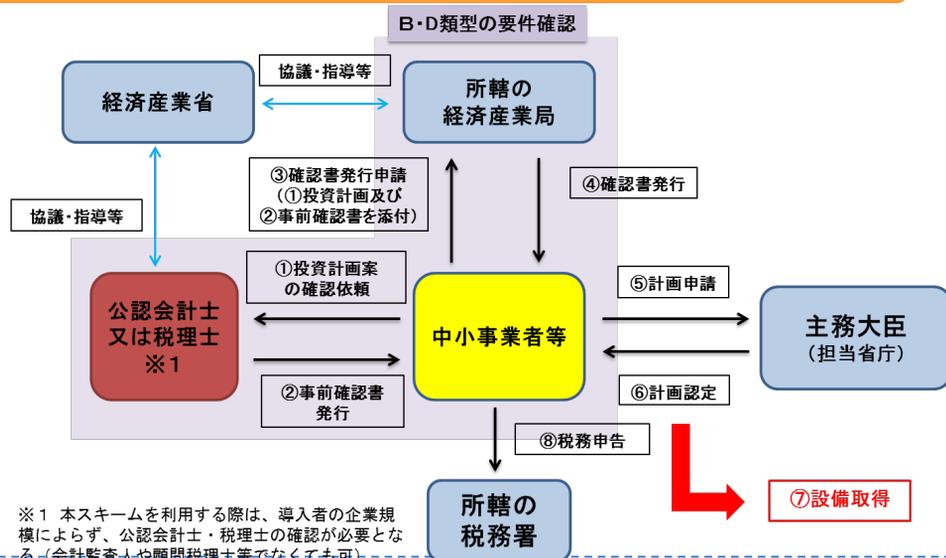
※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す

※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 適用手続き（中小企業経営強化税制B類型・D類型）



- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（B類型・D類型））  
 (B類型) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>  
 (D類型) [http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo\\_d.html](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_d.html)

- ①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。  
 ※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。  
 経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。
- ⑨ ④の確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出する必要があります。

## 2. ①中小企業経営強化税制

### (2-3) C類型：デジタル化設備

#### デジタル化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの  
事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。  
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.9を参照。

#### 対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置 (※1、5)	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品 (※2、6)	全て	30万円以上
建物附属設備 (※3、5、6)	全て	60万円以上
ソフトウェア (※4、6)	全て	70万円以上

- ※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
- ※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.23を確認してください。
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

#### ①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

##### ①遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること
  - A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
  - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

##### ②可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

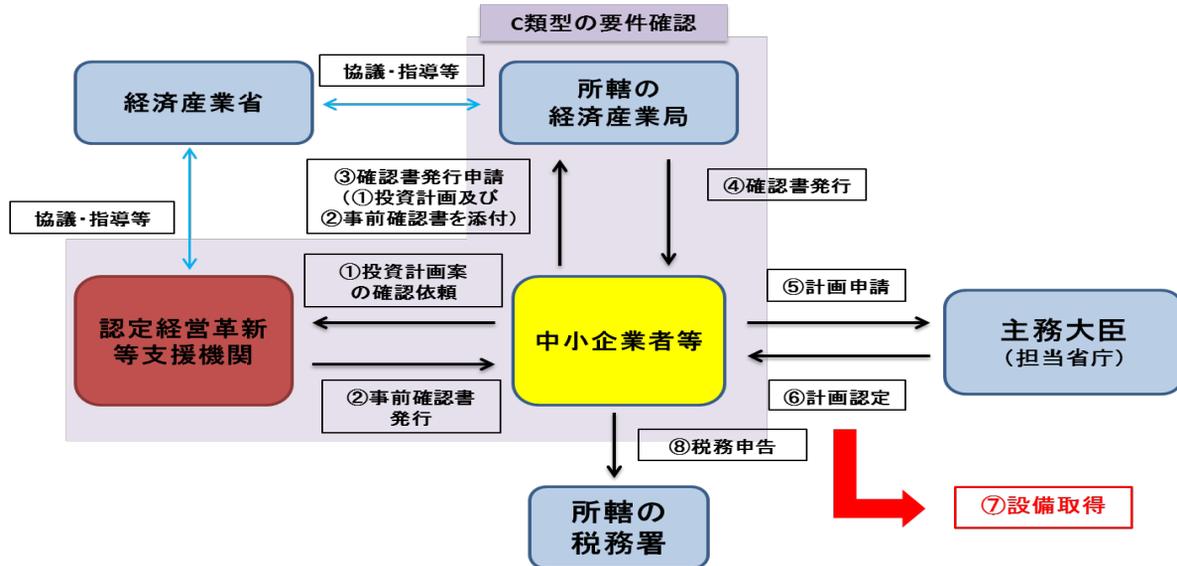
##### ③自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
- 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、<sup>10人</sup>個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 適用手続き（中小企業経営強化税制C類型）



各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（C類型））  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo\\_c.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_c.html)

- ①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてください。認定経営革新等支援機関は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連絡をした上で、申請書二部・必要添付書類二部・事前確認書二部を一式としてご郵送ください。なお、確認書発行に対して、返信用封筒（返信先の宛名必須）に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを同封してご郵送ください。  
経済産業局は、郵送を受け取ってから（郵送物の到着日が受理日となります）、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを返送します。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 各経済産業局の問い合わせ先

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通: 011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通: 022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通: 048-600-0338)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通: 052-951-0253)	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課 (直通: 076-432-5401)	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 (経営力向上計画 直通: 06-6966-6036) (B~D類型 直通: 06-6966-6065)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 (直通: 082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課 (直通: 087-811-8562)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 (直通: 092-482-5592,5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通: 098-866-1755)	沖縄県

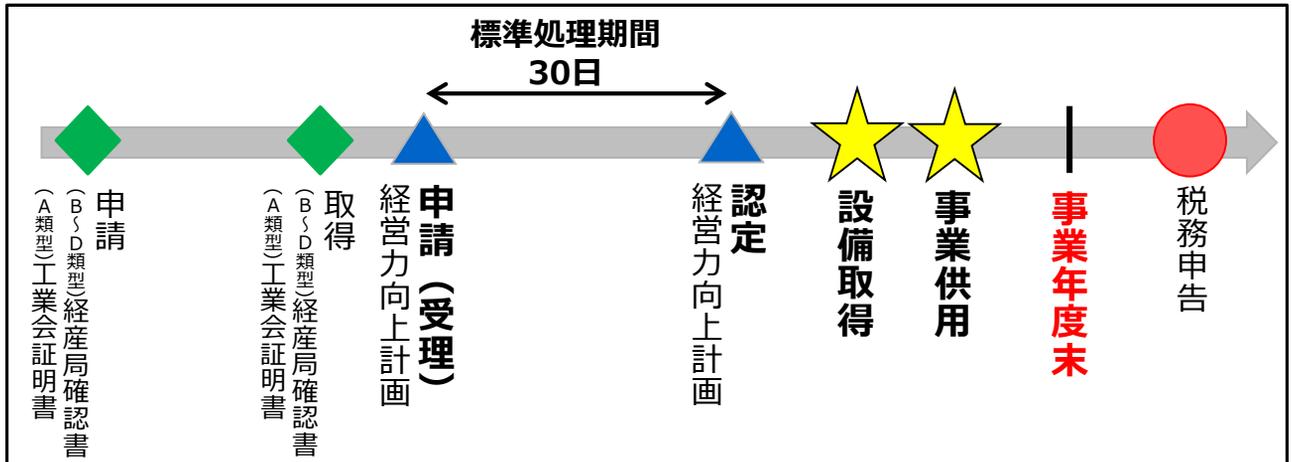
※ 減価償却資産の種類や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、又は所轄の税務署までご確認ください。

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A～D共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

#### 【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

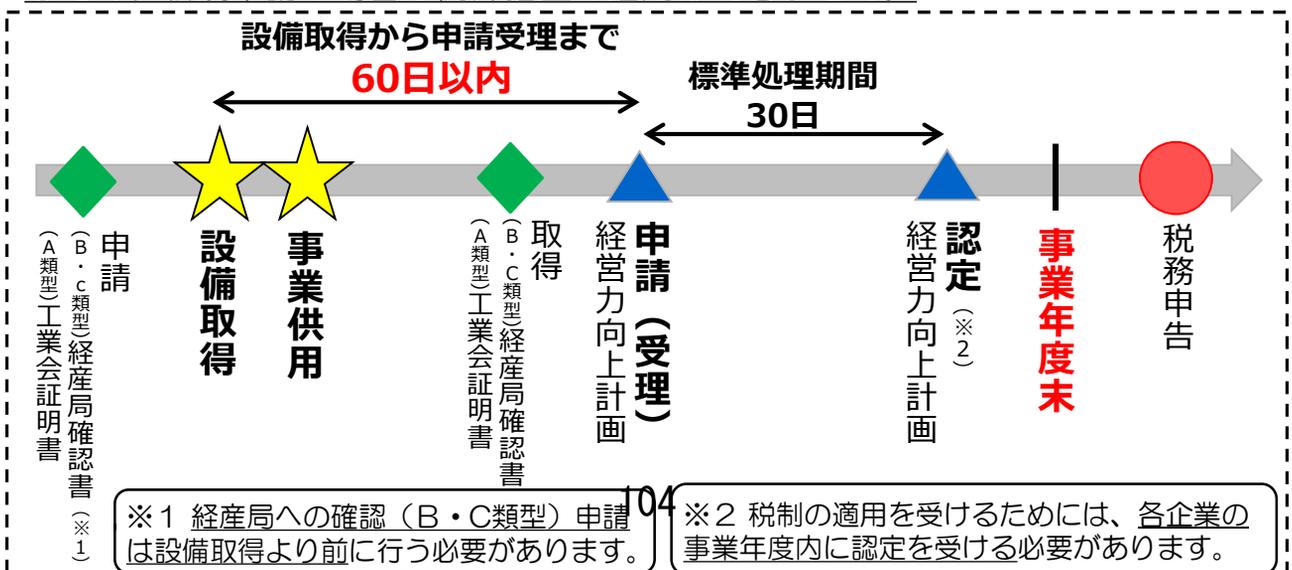


#### 【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

なお、D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は例外措置の活用はできません。



## 2. ①中小企業経営強化税制

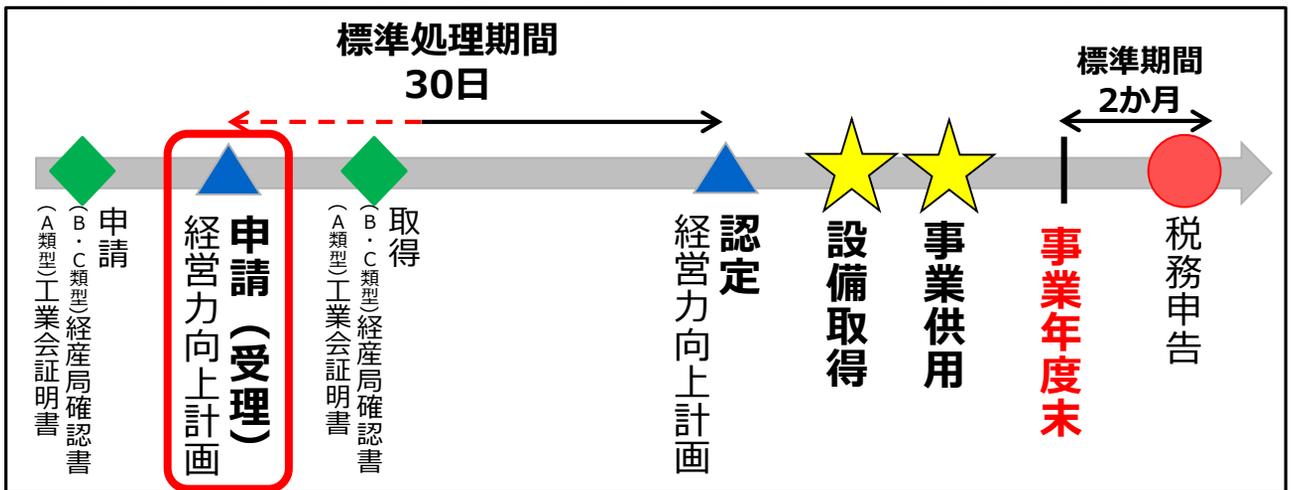
### 経営力向上計画の申請に関する柔軟な取扱いについて

現行、経営力向上計画の申請に当たっては、事前に工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）を取得することが原則となっています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する等、経営力向上計画の認定を迅速化する観点から、以下の特例を講じることとなりました。

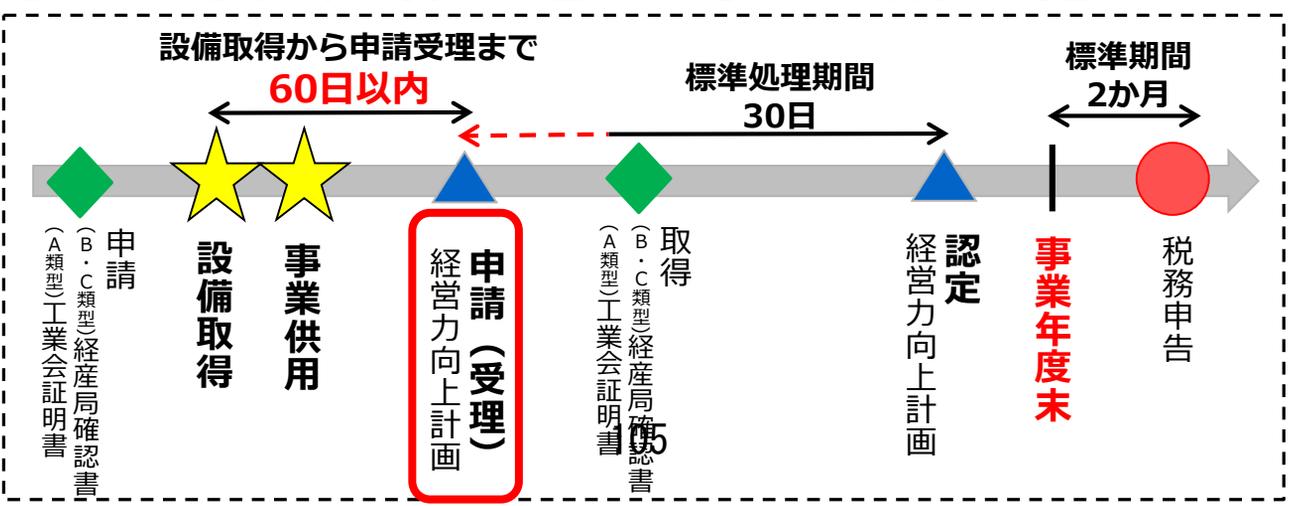
○令和3年8月2日以降の経営力向上計画の申請において、**工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請手続と同時並行で、計画認定に係る審査を行う**ことを可能とします。

- ※ 工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請は、経営力向上計画の申請より前に行う必要があります。
- ※ 経営力向上計画の認定までの標準処理期間（30日）については、工業会証明書・経産局確認書がないため、認定業務を実施できない場合は、申請の補正を要する期間として標準処理期間に含まないこととします。
- ※ 工業会証明書の添付がなく申請書を提出した場合で、決算期が近づいている時は、申請者ご自身で証明書の提出忘れがないか管理をお願いいたします。また、工業会証明書のみを提出する場合、事前に申請先に電話等でご連絡するよう御願いたします。

### 【柔軟化1】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



### 【柔軟化2】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



## 2. ② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

### 土地・建物の取得に係る税制措置の概要

他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を利用することが可能です。

#### (1) 制度の概要

①中小企業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

条文：租税特別措置法第80条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）第3項  
地方税法附則第11条（不動産取得税の課税標準の特例）第15項

#### ① 中小企業者等とは？

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限る）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者等とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※ 以上の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能となります。  
以上の条件までは満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「特定事業者等」（「経営力向上計画策定の手引き」P.3をご参照ください。）に該当する者であれば、登録免許税の軽減措置のみ利用することができます。

#### ② 適用期間とは？

平成30年7月9日から令和4年3月31日までの期間

#### ③ 対象となる行為類型

(i) 合併、(ii) 会社分割 又は (iii) 事業譲渡 により、他の中小企業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※ 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。

- ① 同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。
- ② 事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。双方の経営者が親族関係にある場合には、別途申請書の提出先又は中小企業庁 事業環境部 財務課にお問合せください。

## 2. ② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

### ④ 軽減措置の内容

認定計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

#### <登録免許税>

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%(※)	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※ 平成31年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

#### <不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1））>

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%(※2)	

※1 合併や一定の会社分割の場合は非課税

※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

### (2) 適用手続き

#### ① 計画認定

合併、会社分割又は事業譲渡を行って土地・建物を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。**登録免許税の軽減措置**を受ける場合には、適用証明申請書を計画認定の省庁に2部提出し、軽減措置の対象であることを示す適用証明書を受け取ってください。

なお、**不動産取得税の軽減措置を受ける場合**には、申請書の提出先は、当該措置に係る土地・建物が所在する都道府県になりますので、ご注意ください。

※ 不動産取得税の軽減措置を受ける場合、提出先となる省庁に対し、申請書の記載内容、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

#### ② 合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画の内容に従って合併、会社分割又は事業譲渡を実行した後、土地・建物の権利移転に係る移転登記手続を法務局に申請することになります。

**登録免許税の軽減措置を受ける場合**には、この申請の際、適用証明書を添付して申請してください。申請時に納付すべき登録免許税が、軽減されます。

※ 登録免許税の軽減措置を受けるためには、計画認定の日から1年以内に移転登記手続を完了することが必要です。

#### ③ 不動産取得税の申告・納税

**不動産取得税の軽減措置を受ける場合**には、不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付して申告してください。その後、都道府県から送付される納税通知書に従い、軽減された税額を支払ってください。

## 2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

### (1) 制度の概要

①中小企業者が、②適用期間内に③事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けた場合、当該計画に基づき④株式等を取  
得し、かつ、これを事業年度末まで引き続き有している場合において、⑤  
株式等の取得価額として計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み  
立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できま  
す。

積み立てた準備金は、⑥帳簿価額の減損等の取崩要件に該当する行為を  
行った場合は、取り崩して益金に算入され、5年経過後は、その後の5年間  
にかけて均等額で準備金を取り崩し、益金に算入されます。



条文：租税特別措置法第55条の2、第68条の44（中小企業事業再編投資損失準備金）

### ① 中小企業者とは？

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人  
ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも適用対象とはなりません。
  - ①同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資額の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
  - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
  - ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

### ② 適用期間とは？

令和3年8月2日から令和6年3月31日までの期間

### ③ 事業承継等事前調査とは？

M&Aによる譲受側が譲渡側に対して行う調査で、法務、財務、税務その他の観点から、引き継ぐ経営資源について損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）と呼ばれるものです。

認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、「事業承継等事前調査チェックシート」を元に確認を行います。

## 2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

### ④ 対象となる行為類型

株式譲渡であって、事業の承継を伴うもの

※ 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。

- ① 同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。
- ② 事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。双方の経営者が親族関係にある場合には、別途申請書の提出先又は中小企業庁 事業環境部 財務課にお問合せください。

### ⑤ 積立額

取得価額の70%を限度に、任意の金額を積み立てることができます。

※ 取得価額とは、その購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額となります。

### ⑥ 取崩要件

下記の事由が発生した場合、取崩要件に該当します。

- ・ 経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- ・ 取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
- ・ 株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
- ・ 取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
- ・ 取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
- ・ 株式を取得した法人が解散した場合（全額）
- ・ 株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
- ・ 取得した法人が連結事業年度の翌事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でない場合（全額）
- ・ それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

## 2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

### (2) 適用手続き

#### ① 計画認定

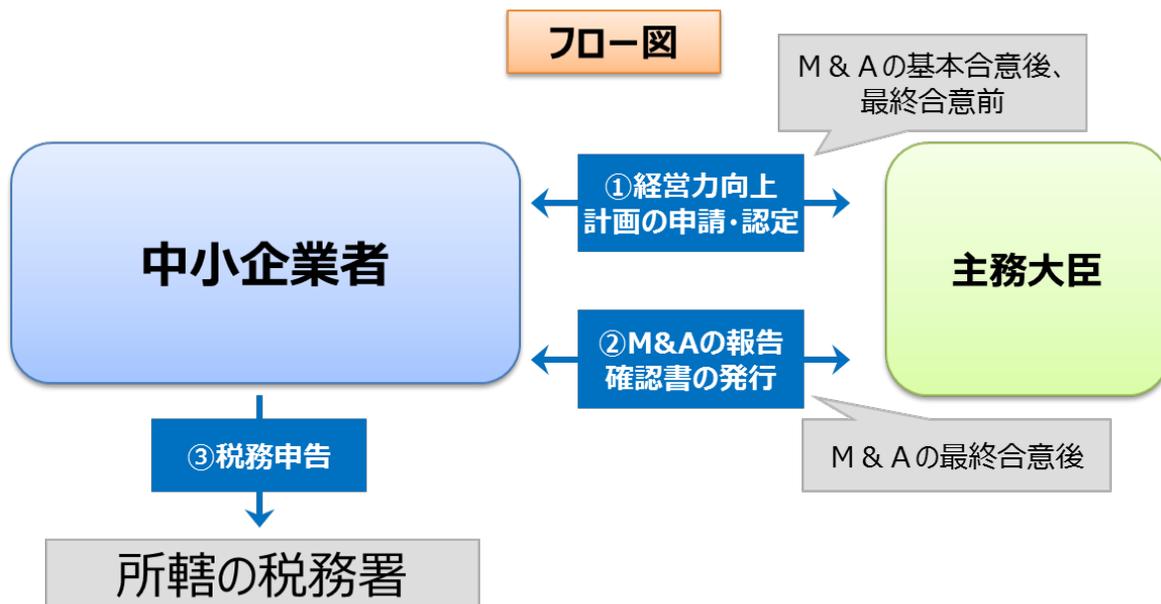
経営力向上の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。申請時に、併せて事業承継等事前調査チェックシートを作成し、添付してください。

#### ② 株式取得の実行

認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書を受け取ってください。

#### ③ 税制措置の適用

税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の申請書、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。



### 3. 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

#### (1) 各種金融支援の概要

##### ① 日本政策金融公庫による融資

##### 中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受ける事ができます。

##### 貸付金利

(中小企業事業) 基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、2億7,000万円を限度として特別利率②)

(国民生活事業) 基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、特別利率B)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

##### 貸付限度額

(中小企業事業) 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

(国民生活事業) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

##### 貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資がご利用いただけます。  
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

##### ② 中小企業信用保険法の特例

##### 特定事業者向け

特定事業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※) 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)及びM&A等による事業承継(デューデリジェンスを含む)に限ります。

##### 保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

(※) 経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要な資金に係る信用保証の申込において、保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要。

##### ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

##### 特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(特定事業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

### 3. 金融支援

#### ④ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による スタンドバイ・クレジット

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援します。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

#### ⑤ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による クロスボーダーローン

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金および運転資金について、直接融資を受ける事ができます。

貸付金利

基準利率（ただし国内親会社が中小企業者にも該当する場合は4億円を限度として特別利率③）

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

貸付限度額

別枠14億4,000万円（長期運転資金の場合は、9億6千万円）

貸付期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

※米ドルの場合は15年以内となります。

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資をご利用いただけます。

具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

特定事業者等向け  
（特定事業者除く）

#### ⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

従業員数2千人以下の特定事業者等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）特定事業者は含まれません。

特定事業者等向け

#### ⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

### 3. 金融支援

#### 適用対象者

※①～⑦の番号はP.18からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	特定事業者等 (中小企業等経営強化法第2条第6項)	
	ア. 特定事業者等・その他 政令で定める法人(※1) (イに該当する者を除く)	イ. 特定事業者(※2)
	従業員数2000人以下の会社及び個人	(※2)【特定事業者の定義】 のとおり
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資	中小企業者(※3)に限って○	
② 中小企業信用保険法の特例		
③ 中小企業投資育成株式会社法の特例		
④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット	×	○
⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン		
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務 保証(食品製造業者等のみ対象)	○	○

#### ※1【「その他政令で定める法人」の定義】

特定事業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、従業員数2000人以下の要件を満たす場合は、特定事業者等の範囲に含まれます。

#### ※2【特定事業者の定義】

	製造業その他	卸売業	小売業、 サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定 めている業種) ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業
従業員数	500人 以下	400人 以下	300人 以下	500人 以下

#### ※3【中小企業者の定義】

	右欄の上下 どちらかで 判断	製造業そ の他	卸売業	小売業	サービス 業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定 めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	旅館業
資本金		3億円 以下	1億円 以下	5000万円 以下	5000万円 以下	3億円 以下	3億円 以下	5000万円 以下
従業員数		300人 以下	100人 以下	500人 以下	100人 以下	900人 以下	300人 以下	200人 以下

### 3. 金融支援

P.20に記載された支援措置対象者について、**2022年度までに**経営力向上計画の認定を受けた方については、引き続き以下の区分において支援措置の活用が可能となります

#### 適用対象者

※①～⑦の番号はP.18からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等 (中小企業等経営強化法第2条第2項)	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人(※1) (イに該当する者を除く)	イ. 中小企業者(※2)
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	(※2)【中小企業者の定義】のとおりに
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資		
② 中小企業信用保険法の特例		
③ 中小企業投資育成株式会社法の特例		
④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット	×	○
⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン		
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証 (食品製造業者等のみ対象)	○	○

#### ※1【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下(資本・出資を有しない場合)の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

#### ※2【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下 どちらかで	3億円 以下	1億円 以下	5000万円 以下	5000万円 以下	3億円 以下	3億円 以下	5000万円 以下
従業員数	判断	300人 以下	100人 以下	50人 以下	100人 以下	900人 以下	300人 以下	200人 以下

### 3. 金融支援

#### (2) 適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～⑦の番号はP.18, 19の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・④・⑤	(株)日本政策金融公庫 事業資金ダイヤル	0120-154-505
①'	(株)沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098-941-1785 098-941-1795
②	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または 03-6823-1200
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社： 092-724-0651 (代))
⑥	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑦	(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部	03-5809-2176

#### 注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

### 4. 法的支援

#### (1) 各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	—	○	—

## 4. 法的支援

### ① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／  
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／  
一般ガス導管事業

※ 各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。  
旅館業：旅館業法第3条第1項、建設業：建設業法第3条第1項、  
火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第3条・第5条、一般  
旅客自動車運送事業：道路運送法第4条第1項、一般貨物自動車運  
送事業：貨物自動車運送事業法第3条、一般ガス導管事業：ガス事  
業法第35条

### ② 組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

### ③ 事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があります。この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、**事業譲渡を行う場合**であって、②**承継される側の特定事業者が株式会社である**ときに限られますので、ご注意ください。

## (2) 適用手続き

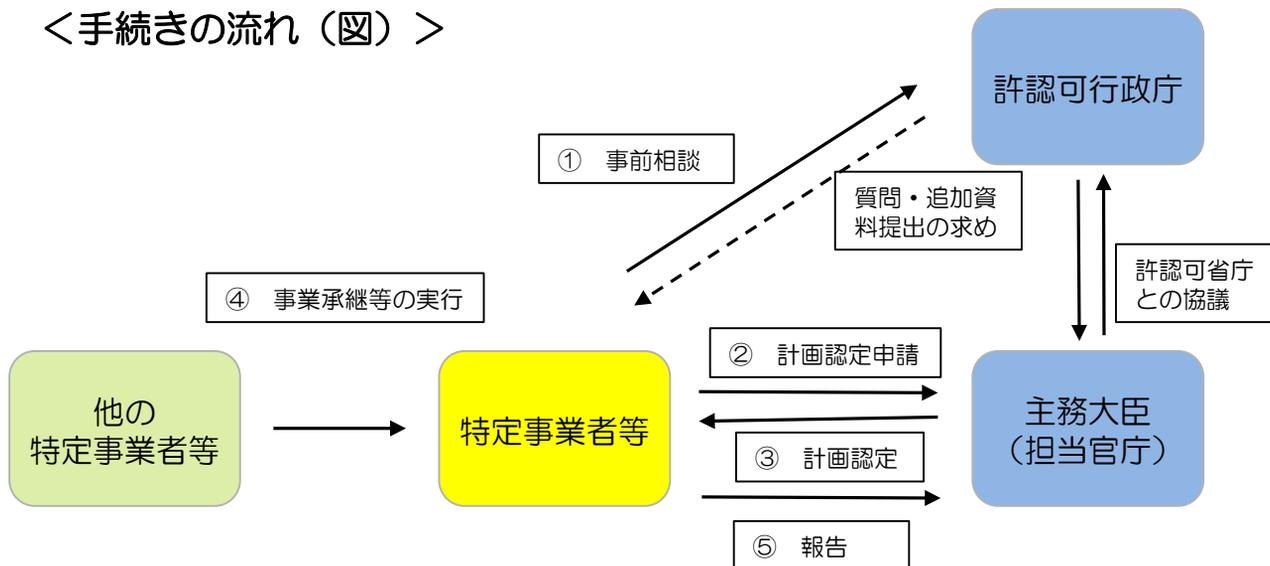
### (2-1) 許認可承継の特例

#### ① 事前相談

本支援措置によって許認可を引き継ぐ場合にも、許認可を所管する省庁の判断が介在しますので、円滑に認定を受けていただくためにも、許認可を所管する行政庁に事前にご相談ください。許認可を所管する省庁から、質問や資料提出の求めがあった場合、回答・提出にご協力いただけますようお願いいたします。

## 4. 法的支援

### <手続きの流れ(図)>



#### ② 計画認定申請

事業を引き継ぐためのスキームや、許認可承継の特例を利用したい旨（申請様式の「9 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位」の欄）を記載して、経営力向上計画を策定し、申請窓口に対して申請を行ってください。

許認可承継の特例の適用を求める認定申請があった場合、当該申請を受け付けた省庁は、当該許認可を所管する行政庁への協議を行います。許認可を所管する行政庁から、この段階で質問や追加資料提出の求めがあった場合には、ご対応ください。

#### ③ 計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受けてください。

#### ④ 事業承継等の実行

認定計画に記載された内容に従い、事業承継等を実行してください。それにより当然に、承継される側の事業者が有していた業法上の許認可に係る地位が、承継する側の事業者を引き継がれます。

#### ⑤ 報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

## 4. 法的支援

### (2-2) 組合発起人数の特例

#### 適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合、②企業組合又は③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより生産性を向上させる取り組みを行う事業者

#### 適用手続き

##### ① 計画認定

次に記載する組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容を含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。認定を受けた後2か月以内に、②の組合設立の認可申請を行う必要があります。

##### ② 組合設立の認可申請、設立登記手続

事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立に当たっては、組合の設立登記に先立って、所管行政庁から設立の認可を受けなければなりません。この際、通常の添付書類に加えて、経営力向上計画に係る(i)認定書の写し及び(ii)経営力向上計画の写しを添付することによって、発起人の人数が3人であっても、設立認可を受けることが可能になります。認可を受けた後、設立登記手続を行ってください。

### (2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

##### ① 計画認定

事業譲渡の実行に先立って、事業譲渡により他の特定事業者等（株式会社）から経営資源を取得することを内容を含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

##### ② 事業譲渡に係る組織決定（承継される側の企業）

承継される側の中小企業（株式会社）において、会社法の規定及び会社の内部規程に従い、(i)取締役会の決議、(ii)株主総会の決議、又は(iii)執行役の決定を経てください。

## 4. 法的支援

### (2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告（続き）

#### ③ 債権者に対する催告（承継される側の企業）

承継される側の企業から、当該企業に対して債権を有する債権者（※）に対して、催告を行います。催告においては、1か月以上の催告期間を定めて、事業譲渡の実行に反対する場合には、当該期間内に、異議を申し出ることができる旨を通知します。

※ 事業譲渡が実行された場合に、承継される側の事業者に対して債務の履行を請求できない（それまで債務者でなかった、承継する側の事業者に対してしか債務の履行を請求できない）こととされる債権者に対して催告を行います。

#### ④ 異議の申出

催告期間内に異議を述べた債権者に対しては、承継される側の企業は、①債務を弁済するか、②担保を提供するか、③弁済をするために信託会社又は金融機関に財産を信託する必要があります（但し、弁済期や債権額、財務状態などを考慮して、異議を述べた債権者を害するおそれがないと認められる場合には、①～③のいずれも行う必要はありません。）。

#### ⑤ 催告期間の経過

催告期間内に異議を述べなかった場合、債権者は債権の移転に同意したものとみなされます。以後その債権者は、事業を引き継いだ事業者に対してしか、支払いその他の債務の履行を求めることができません。

#### ⑥ 事業譲渡の実行

催告期間の経過後に事業譲渡を実行することにより、債務の移転に関する権利関係を明確化しておくことができます。

#### ⑦ 報告

事業譲渡を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

## 5. ホームページ・問い合わせ先

### <ホームページ>

経営強化法による支援

経営強化法 中小企業庁 

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

### <問い合わせ先>

#### ○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日9:30-17:00)

#### ○経営力向上計画について

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 財務課 (「事業承継等」について)

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

## 四国運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

### 自動車技術安全部

〒760-0019  
香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎南館  
【FAX】087-802-6787

#### 整備・保安課

【TEL】087-802-6783

自動車整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定及び指導監督

#### 技術課

【TEL】087-802-6785

自動車検査、型式の認定、基準緩和、欠陥車監視、街頭検査

#### 管理業務調整官

【TEL】087-802-6782

自動車の登録・自動車の統計

#### 保安・環境調整官

【TEL】087-802-6786

事故防止対策、公害防止など環境対策

## リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局 検査整備保安担当

○四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

HP:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

【TEL】03-5253-8111 【FAX】03-5253-1640

## 運輸支局 組織のご案内

### ●徳島運輸支局(応神庁舎)

〒771-1156  
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1

【輸送・監査部門】

【TEL】088-641-4811  
【FAX】088-641-4814

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2074

【検査整備保安部門】

【TEL】088-641-4813  
【FAX】088-641-4820(登録、検査整備保安部門)

### ●香川運輸支局

〒761-8023  
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1

【企画観光・輸送・監査部門】

【TEL】087-882-1357  
【FAX】087-882-4033

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2075

【検査整備保安部門】

【TEL】087-882-1355  
【FAX】087-882-4041(登録、検査整備保安部門)

### ●愛媛運輸支局

〒791-1113  
愛媛県松山市森松町1070

【輸送・監査部門】

【TEL】089-956-1563  
【FAX】089-957-9035

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2076

【検査整備保安部門】

【TEL】089-956-1561  
【FAX】089-969-0556(登録、検査整備保安部門)

### ●高知運輸支局(大津庁舎)

〒781-5103  
高知県高知市大津乙1879-1

【輸送・監査部門】

【TEL】088-866-7311  
【FAX】088-866-7310

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2077

【検査整備保安部門】

【TEL】088-866-7313  
【FAX】088-866-7315(登録、検査整備保安部門)

## 独立行政法人自動車技術総合機構 組織のご案内

### ●四国検査部

〒761-8023  
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1  
【TEL】087-882-1372  
【FAX】087-842-5075

### ●徳島事務所

〒771-1156  
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1  
【TEL】088-641-6465  
【FAX】088-641-6476

### ●愛媛事務所

〒791-1113  
愛媛県松山市森松町1070  
【TEL】089-956-2809  
【FAX】089-956-2812

### ●高知事務所

〒781-5103  
高知県高知市大津乙1879-1  
【TEL】088-804-5203  
【FAX】088-804-5245

## 軽自動車検査協会 組織のご案内

### ●香川主管事務所

〒769-0103  
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18  
【TEL】050-3816-3122  
【FAX】087-870-6596

### ●徳島事務所

〒771-1156  
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3  
【TEL】050-3816-3123  
【FAX】088-683-3646

### ●愛媛事務所

〒791-1112  
愛媛県松山市南高井町1814-2  
【TEL】050-3816-3124  
【FAX】089-905-9782

### ●高知事務所

〒781-0270  
高知県高知市長浜3106-2  
【TEL】050-3816-3125  
【FAX】088-837-9762

## 国土交通省以外のお問い合わせ先等

### ●公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011  
東京都千代田区内幸町2丁目2-3日比谷国際ビル18階  
○フリーダイヤル 0120-028-222  
○【FAX】03-3502-0286  
(平日 10時30分~12時、13時~16時)

### ●香川県消費生活センター

〒760-8570  
香川県高松市番町四丁目1番10(県庁東館2階)  
○【TEL】087-832-3790  
○【FAX】087-861-3291  
○相談専用電話087-833-0999  
(平日 8時30分~17時)

### ●徳島県消費者情報センター

〒770-0851  
徳島県徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)5階  
○【TEL】088-623-0110  
○【FAX】088-623-0174  
平日(水曜日を除く)9時~18時、土曜日・日曜日9時~16時  
休所日:水曜日・祝日・年末年始

### ●愛媛県消費生活センター

〒791-8014  
愛媛県松山市山越町450番地(愛媛県男女共同参画センター1階)  
○【TEL】089-926-2603  
○【FAX】089-946-5539  
○相談専用電話089-925-3700  
平日(水曜日を除く)9時~17時、水曜日9時~19時  
土・日、祝日、年末年始は休み

### ●高知県消費生活センター

〒780-0935  
高知県高知市旭町3丁目115番 こうち男女共同参画センター ソーレ2階  
○【TEL】088-824-0999  
○【FAX】088-822-5619  
相談電話:日~金曜日9時~16時45分  
土曜日・祝日・年末年始は休み

## 主なメーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120-119-113
●スズキ(株)	【TEL】0120-402-253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800-500-0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800-700-7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120-315-232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120-67-2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120-106-558
●(株)SUBARU	【TEL】0120-052-215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120-112-010(クルマ) 【TEL】0120-086-819(バイク)
●マツダ(株)	【TEL】0120-386-919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120-324-860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120-324-230
●(株)カワサキモーターズジャパン	【TEL】0120-400-819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120-090-819

## その他

●日本自動車輸入組合

〒105-0014  
東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5階  
【TEL】03-5765-6811

(参考)

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月改正

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					車検証の有効期間		備考 (主な車種など)		
		3か月 (別表3)	3か月 (別表4)	6か月 (別表5)	6か月 (別表5の2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回		2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	軽福祉タクシー	
	貨物	GVW 8t以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む)
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年	←	
		GVW 8t未満	○						2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)		○					2年	1年	
		軽(旅客を除く)					●		2年	←	
	2輪						●	3年	2年		
霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車	
	定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	GVW 8t以上	○					1年	←	トラック(3輪を含む)	
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年		←
		GVW 8t未満	○						2年		1年
		GVW 8t未満(被牽引車)		○					2年		1年
		定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽			○				2年	←	
		3輪	○						2年	1年	
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○			なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピングカー
		GVW 8t以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年	←	
		GVW 8t未満	○						2年	1年	
	GVW 8t未満(被牽引車)		○					2年	1年		
	大特	軽			○				2年	←	
		GVW 8t以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
GVW 8t未満		○						2年	1年		
GVW 8t未満(被牽引車)		○					2年	1年			
	検査対象外軽自動車	○						なし	←	そり付、カタビラ付軽自動車	
自家用自動車	貨物	GVW 8t以上	○					1年	←	トラック(3輪を含む)	
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年		←
		GVW 8t未満			○				2年		1年
		GVW 8t未満(被牽引車)			○				2年		1年
		軽					●		2年	←	
		定員11名以上	○						1年	←	バス、マイクロバス
		幼児専用車			○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽					●		3年	2年	
		3輪			○				2年	←	
	2輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						●	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	GVW 8t以上	○						2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		GVW 8t未満			○				2年	←	
		GVW 8t以上	○						1年	←	タンク車、給水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、ポート・トレーラ、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、散水車、塵芥車
		GVW 8t以上(被牽引車)		○					1年	←	
		GVW 8t未満			○				2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)			○				2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	大特	GVW 8t以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
GVW 8t未満				○				2年	←	フォーク・リフト	
GVW 8t以上		○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ	
GVW 8t以上(被牽引車)			○					1年	←		
GVW 8t未満				○				2年	1年		
GVW 8t未満(被牽引車)			○				2年	1年			
	検査対象外軽自動車			○				なし	←	そり付、カタビラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年  
2. GVW:車両総重量